

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(17件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
8	四條畷市、枚方市、西宮市 <b>重点1</b>	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	県外分診療報酬の全国決済制度(国民健康保険)を地方単独医療制度においても適用することで、国民健康保険被保険者の県外受診時の現物給付を可能とすること	国民健康保険被保険者について、公費負担医療に係る県外分診療報酬の審査支払業務も全国決済制度を活用し、療養取扱機関が立地する所在地の都道府県国保連合会において行うことが、昭和50年の厚生省保険局国民健康保険課長通知で規定されているが、この公費負担医療に「地方単独医療制度」が含まれているかどうかは明確でない。地方単独医療制度における県外受診の場合の審査支払業務も、市町村から都道府県国保連合会に委託できる旨の明確化など、地域において合意形成が円滑に取り組めるような措置を求める。	厚生省保険局国民健康保険課長通知「県外分診療報酬の全国決済について(昭和50年7月25日保険発第72号)」	厚生労働省	船橋市、横浜市、海老名市、兵庫県、五條市、広島市、東温市、朝倉市、荒尾市
13	石川県 <b>重点3</b>	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	里帰り出産に関し住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有が行われる仕組みの構築	マイナポータルをはじめ、デジタル手段を活用しながら、各種手続きを改善するなど、効率的・効果的に住所地と里帰り先の自治体や医療機関との間の情報共有・連携が行われるよう、国が仕組みを構築すること。 【例】 里帰り出産のため、県外の病院で健診等を受診した妊婦について、マイナンバーを活用することなどにより、県外の病院で健診を受診したという情報が住所地の自治体に通知されるようにするとともに、必要に応じて、その県外の病院が所在する自治体に対して、当該妊婦に関する情報を共有することができるシステムを構築する。	-	こども家庭庁、デジタル庁	旭川市、茨城県、大阪府、広島市、徳島県、今治市、高知県、宮崎県
36	ひたちなか市 <b>重点2</b>	B 地方に対する規制緩和	11.その他	公用請求により登記事項証明書等を取得している手続について登記情報連携システムの利用を可能とすること	法務省が保有する登記情報連携システムの利用については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、申請人等に対する登記事項証明書の添付が各種法令において規定されている手続に範囲が限定されているため、自治体側が公用請求によって登記事項証明書等を取得している手続についてもシステムの利用可能対象となるよう、対象範囲の拡大を求める。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律	デジタル庁、法務省	大田原市、前橋市、高崎市、館林市、相模原市、横須賀市、三浦市、福井市、長野県、豊橋市、安来市、笠岡市、山口県、大村市、熊本市、延岡市
55	今治市、松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町 <b>重点4</b>	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	妊産婦健康診査の広域化	①妊産婦健康診査受診票を全国共通で利用できるような整備を求める。 ②県外で受診した妊産婦健康診査の結果を居住地の自治体に情報共有できるよう整備を求める。 例) 妊産婦健康検査は全国の自治体で14回以上助成が行われており、14回までの妊産婦健康診査受診票については、全国の医療機関にて利用できるよう整備いただきたい。(15回以上の助成を行う自治体においては15回以上の部分においては、これまでどおり償還払いにて対応など)	母子保健法第13条	こども家庭庁、デジタル庁	旭川市、盛岡市、白河市、千葉市、船橋市、浜松市、豊田市、大阪市、兵庫県、広島市、三原市、高松市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県、鹿児島市
68	東京都 <b>重点5</b>	B 地方に対する規制緩和	11.その他	住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報に係る「プッシュ型通知」の導入	総務省自治行政局住民制度課を事務局として実施された「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」において検討された「プッシュ型通知」を実現すること	住民基本台帳法第30条の10、第30条の11、第30条の12	総務省	旭川市、大田原市、今治市
69	東京都	B 地方に対する規制緩和	11.その他	市町村長から登記所へ通知している情報を利用し、登録免許税の算定においてオンラインで通知している価格データの活用及び当該通知のオンライン化を促進すること	相続登記の申請義務化による登記申請数増加を見据え、地方税法第422条の3に基づき市町村長から登記所へ通知している価格データの活用により、データの提供を受けている登記所から順次、評価証明等の提出を不要とするとともに、申請者の負担軽減と国・地方自治体の業務効率化の観点から通知のオンライン化を全国的に促進すること	登録免許税法第10条、第25条、第26条、附則第7条、登録免許税法施行令附則3、不動産登記規則第189条、第190条、地方税法第422条の3	法務省	大田原市、前橋市、高崎市、相模原市、松本市、浜松市、名古屋市、豊橋市、豊田市、小牧市、城陽市、大阪市、今治市、熊本市、沖縄県

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
76	豊田市 重点6	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	医療法及び薬機法上の変更届出対象事項につき医療機能情報提供制度に基づく報告を行った場合は開設者としての変更届出があったものとみなすこと等	医療法及び薬機法上の変更届出対象事項につき、医療機能情報提供制度に基づく報告を行った場合には、その報告を開設者としての変更届出に代えることとするなど、報告に係る手続きを簡素化すること。併せて、保険医療機関及び保険薬局による届出事項変更届も同様に、医療機能情報提供制度に基づく報告を行った場合には、その報告を開設者としての変更届出に代えることとするともに、添付書類を省略すること。さらに、医療情報ネット上の情報を国民側がオープンデータとして活用できるようにすること。	医療法第6条の3、医療法施行令第4条・第4条の2、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2、第10条	厚生労働省	浜松市、高知県
89	北区	A 権限移譲	03_医療・福祉	児童相談所を教育委員会が所管する機関として設置することができるよう、児童福祉法上の一時保護に係る権限等を地方公共団体の長から教育委員会へ委任可能とすること	①児童福祉法に規定される、立入調査(同法第29条)及び一時保護(同法第33条第2項)等に係る地方公共団体の長の権限を教育委員会に委任することができることとする規定を設けること。 ②児童相談所長及び所員は地方公共団体の長の補助機関である職員とする児童福祉法第12条の3第1項を改正し、教育委員会の補助職員についても配置可能とすること。	児童福祉法第12条の3第1項 児童福祉法第29条 児童福祉法第33条第2項	こども家庭庁、文部科学省	羽後町、横浜市、長野県
93	横浜市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	子ども子育て支援事務(教育・保育等の給付)におけるマイナンバーによる税情報連携項目の追加	教育・保育給付認定、施設等利用給付認定に関する事務手続において、対象児童の父母及び扶養義務者の住民税課税情報のうち、地方税情報の「本人該当区分:同一生計配偶者」について、マイナンバーによる情報連携を可能とすること。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号、別表第2の116 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2の2 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条～第30条	こども家庭庁、デジタル庁、総務省	札幌市、旭川市、仙台市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、長野県、浜松市、沼津市、小牧市、草津市、大阪市、枚方市、熊本市、鹿児島市
102	埼玉県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	公益認定申請に係る納税情報の連携を可能とし納税証明書の添付を不要とすること	内閣府が構築している公益認定等総合情報システム(PICTIS)における国、都道府県、市町村の納税情報連携機能を実装すること(例:PICTISと既存システム(e-TaxやeLTAXなど)を連携させ、既存システムから納税情報を取得できるようにする)。上記の早期実現が難しい場合、既存システムとの連携により納税情報の取得が可能となるまでの経過措置として、納税情報に係る地方公共団体独自の情報連携体制(納税情報のバックオフィス連携システム等)が構築されている場合には、該当する地方公共団体の納税証明書に限り添付を省略できる旨を公益認定法施行規則第5条第3項第6号に追加すること。	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第7条第2項第6号、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第5条第3項第6号	内閣府	山形県、相模原市、長野県、兵庫県、香川県
104	埼玉県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	バックオフィス連携(情報連携)を利用して取得した納税情報により、優良廃棄物業者認定制度における優良認定申請時に必要な都道府県税を滞納していないことを証する書類の添付を省略可能とすること又は添付省略可能であることの明確化等	優良産廃処理業者認定にかかる申請手続において、バックオフィス連携(情報連携)により必要な納税情報が確認できれば都道府県税を滞納していないことを証する書類(納税証明書等)の添付を省略できるよう規制緩和を行うこと。 現行規定で添付省略が可能であれば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則上、当該書類の添付を義務付ける規定があることから、バックオフィス連携(情報連携)により必要な納税情報が確認できれば都道府県税を滞納していないことを証する書類(納税証明書等)の添付を省略できる旨を明確化すること。 さらに、将来的には産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化の推進に向けた法整備を行い、国が国、都道府県、市町村の納税情報連携機能等、公的証明書の確認に必要な関係行政庁とのネットワーク構築を含めた電子申請システムの構築を目指すこと。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第14条の4、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の9、第6条の11、第6条の13、第6条の14、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第2項、第9条の3、第10条の4第2項、第10条の4の2、第10条の12第2項、第10条の12の2、第10条の16第2項、第10条の16の2、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル	環境省	川崎市、山梨県、滋賀県、兵庫県、徳島県
107	埼玉県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	建設業許可申請に係る納税情報の連携を可能とし納税証明書の添付を不要とすること	①建設業許可・経営事項審査電子申請システムにおける都道府県知事への建設業の許可申請及び毎事業年度経過後の書類提出について、当該システムの連携機能を用いて都道府県事業税の納税情報を取得することで、納税情報を自動添付することが可能となる機能を早期に実装する。 ②上記の機能が実装されるまでの当面の措置として、都道府県独自の納税情報に係る情報連携体制が構築されている場合には、都道府県知事への許可申請等に係る事業税の納税証明書の添付を省略可能とすること。	建設業法第6条第1項第6号、第11条第2項 建設業法施行規則第4条第1項第15号、同条第3項、第10条第1項第4号 電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する場合に提出を省略することができる書面又は書類を定める件(令和4年12月28日付け国土交通省告示第1302号) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項	国土交通省	茨城県、長野県、大阪府、兵庫県、高知県

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
137	広島県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	課税情報を虐待リスクのデータ分析に活用できるようにすること	地方公共団体の関係部局が分散管理している各種データを分野横断的に連携させ、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に発見し、予防的な支援を行うために、市町村において、本人同意を得ることなく個人住民税課税台帳情報の内部利用を可能とすること。	地方税法第22条、児童福祉法第10条	こども家庭庁、デジタル庁、総務省	盛岡市、茨城県、長野県、京都府、笠岡市、高知県
140	広島県、宮城県、中国地方知事会 <b>重点7</b>	B 地方に対する規制緩和	07.産業振興	地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る事務の主体及び活動計画期間の見直し	地域再生エリアマネジメント負担金制度における、地域来訪者等利便増進活動計画の認定、負担金条例の制定、受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付金の交付の事務については、活動エリアが複数の自治体の区域をまたがる場合には、地域の実情に応じて市町村以外にも都道府県又は地方公共団体の組合が事務主体となれるように要件の見直しを求める。 また、地域来訪者等利便増進活動計画については、5年を超える場合にも制度を活用できるよう、地域の実情に応じた計画期間を認める規定への見直しを求める。	地域再生法第5条第4項第6号、第17条の7第1項、第2項及び第9項、第17条の8第1項及び第2項、第17条の9第1項、地域再生エリアマネジメント負担金制度ガイドライン	内閣府、国土交通省	岡山県
157	高知県、宮城県、広島県、香川県、須崎市、土佐清水市、大豊町、土佐町、大川村、日高村、大月町	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	地域子育て支援拠点事業の実施設及び実施方法の要件緩和	地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき「連携型」の地域子育て支援拠点事業に関して、実施場所については、比較的子育て家庭が多く集まる図書館や公民館、当県が独自に設置している小規模多機能支援拠点等、市町村の裁量により、児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設以外の場所を選択することも可能とすることを求める。また、実施方法については、近隣の児童福祉施設等や市町村の担当課の職員など、連携施設以外の施設に勤務する職員による幅広いバックアップ体制を可能とすることを求める。	地域子育て支援拠点実施要綱(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	こども家庭庁	旭川市、茨城県、新潟市、長野県、大阪府、兵庫県、広島市
223	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、川西市、たつの市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	11.その他	国から地方公共団体へ再犯防止対策に必要な出所者の情報提供の拡大	地方公共団体が地方再犯防止推進計画等に基づき再犯防止に関する施策を検討・実施するにあたり、特別調整の対象者だけでなく、本人同意が得られた満期釈放者をはじめ支援が必要な出所者の個人情報等について、国からの早期且つ丁寧な情報提供を行うこと。	再犯の防止等の推進に関する法律第5条	法務省	藤岡市、春日部市、岡山県、高知県、沖縄県
224	兵庫県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	11.その他	奨学金事業における公益財団法人等によるマイナンバー独自利用の対象化	法律でマイナンバー利用が認められている事務と性質が同一の事務について、県が当該事業のために設立した公益財団法人等に業務移管や業務委託を実施する場合は、当該団体のマイナンバー利用を可能とすること。 (例として、旧日本育英会(現(独)日本学生支援機構)から事務移管された奨学金事業。)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	内閣府、個人情報保護委員会、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省	-

地方からの提案(人材(担い手)確保)

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(20件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
1	御杖村	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	外国人消防団員が従事できる活動内容の明確化	外国人消防団員が従事できる活動内容(公権力の行使をしない範囲)について明確化し、地方公共団体に周知すること	消防団員の確保等に向けた取組について(令和2年12月15日付け消防庁長官通知)別添2、公務員に関する基本原則、消防法	総務省	福井市、築上町
38	鳥取県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、広島県、関西広域連合 <b>重点8</b>	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	夜間中学における遠隔授業に係る要件緩和	夜間中学における遠隔授業(学校教育法施行規則第77条の2に規定するオンラインを活用した学習)について、以下の要件緩和を求める。 ①受信側に教員を配置することになっているが、分教室(サテライト)の柔軟な運用を可能とする観点から、学校長が必要と認める場合には、教員免許を持っていない者の配置でも可能とすること。 ②やむを得ず登校できない生徒について、学校長が必要と認めた場合には、自宅で遠隔授業を受けた際も、出席扱いとすること。 ③遠隔教育特例校制度に係る申請手続きや評価・公表等実施に係る負担軽減を行うこと。	学校教育法施行規則第77条の2、学校教育法施行規則第77条の2の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件(令和元年文部科学省告示第56号)、遠隔教育特例校制度実施要項、令和5年度における遠隔教育特例校の新規指定、変更又は廃止に係る申請手続きについて(事務連絡)	文部科学省	宮城県、羽後町、茨城県、群馬県、三重県、熊本市
47	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県 <b>重点9</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	幼保連携型認定こども園の保育教諭等に係る免許等の特例措置の延長	幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等について、本来、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているが、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間(令和6年度末まで)において設けられている特例措置を当分の間延長すること。	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第15条第1項 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第5条(保育教諭等の資格の特例) ・教育職員免許法附則第18項	こども家庭庁、文部科学省	札幌市、旭川市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、新潟市、長野県、刈谷市、大阪市、島根県、大村市、熊本市、宮崎県
53	新潟県 <b>重点10</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	管理栄養士養成施設卒業者が栄養士免許を受けることなく管理栄養士国家試験を受験できるようにすること	管理栄養士国家試験の受験資格について、管理栄養士養成施設を卒業した者の場合は、栄養士免許を不要とすることを求める。	栄養士法第5条の3	厚生労働省	札幌市、郡山市、兵庫県、山口県
57	蔵王町、仙台市、登米市、東松島市、富谷市、女川町、高知県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	主任介護支援専門員等に係る配置要件の見直し	①「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の範囲拡大(主任介護支援専門員研修の受講要件(介護支援専門員資質向上事業実施要綱④)の拡大)を求める。 ②現行の介護保険法施行規則(主任介護支援専門員の配置要件)を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」等へ見直しを求める。(1.主任介護支援専門員を常勤から非常勤でも可能とする基準緩和。2.地域の民間事業所の主任介護支援専門員と連携し、質の担保ができる場合に限り、主任介護支援専門員を配置したとみなす基準緩和。3.被保険者数による3職種配置区分要件の拡大 等)	介護保険法施行規則第140条の66、地域包括支援センターの設置運営について(平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号)	厚生労働省	盛岡市、高崎市、御嵩町、小牧市、大阪市、安来市、高知県
94	苫小牧市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	地域包括支援センターの業務負担軽減方策の構築(介護予防支援と居宅介護支援の介護報酬設定方法の明確化等・通減制の緩和)	介護予防支援と居宅介護支援の介護報酬設定方法の明確化・適切な報酬設定を行うとともに、指定介護予防支援事業者から委託を受けた介護予防支援の利用者について取扱件数の算定から除くなどの居宅介護支援費の通減制の見直しを行うなど、地域包括支援センターの業務負担を軽減する方策の構築を求める。	介護保険法第46条、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準	厚生労働省	仙台市、鶴岡市、ひたちなか市、足利市、川崎市、越谷市、中野区、三鷹市、横浜市、相模原市、海老名市、綾瀬市、御嵩町、小牧市、大阪市、堺市、安来市、広島市、高松市、高知県、熊本市、沖縄県
100	我孫子市 <b>重点11</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	介護保険法に基づく居宅介護支援事業所に所属する認定調査員の調査範囲の見直し	介護保険・要介護(要支援)認定調査における居宅介護支援事業所に所属する認定調査員の調査範囲について、更新調査のみでなく新規の調査を可能とするよう見直しを求める。	介護保険法第27条第2項、第24条の2、介護保険法施行令第11条の2第2項、介護保険法施行規則第34条の2第2項第3号、第34条の3	厚生労働省	函館市、盛岡市、ひたちなか市、足利市、船橋市、川崎市、御嵩町、浜松市、枚方市、羽曳野市、安来市、広島市、高知県

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
133	特別区長会 重点12	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	民生委員・児童委員の選任要件の緩和等	民生委員・児童委員を選任するに当たり、在住者だけでなく在勤者も委嘱できるようにするなど、今後の本制度の持続可能性を高める観点から、担い手不足の解消を図るための制度の見直しを求める。	民生委員法第6条第1項、児童福祉法第16条第2項	こども家庭庁、厚生労働省	高崎市、藤岡市、浜松市、半田市、豊川市、京都府、大阪府、大阪市、寝屋川市、羽曳野市、兵庫県、笠岡市、広島市、高知県、熊本市、沖縄県
141	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会 重点14	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	小学校における教科担任制加配に係る授業時間数の下限の見直し	小学校高学年における教科担任制を推進するための加配定数について、中山間地域や小規模校等、地域や学校の実情に応じて、加配教員が受け持つ授業時間数等の要件緩和を求める。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	文部科学省	岩手県、羽後町、茨城県、川崎市、富山県、浜松市、京都府、八幡市、大阪市、兵庫県、岡山県、高知県、宮崎県
149	神戸市 重点13	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員の証明及び生活福祉資金貸付に係る民生委員意見書の廃止	民生委員が担当区域内すべての住民の生活実態を把握することは困難であるため、児童扶養手当、特別児童扶養手当をはじめ、法令や通知等に「民生委員の証明」が必要と記載があるものについては、その記載を削除することを求める。 また、生活福祉資金貸付について、全く面識の無い住民の意見書を作成することは困難であるため、当該手続きの廃止を求める。	児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第1条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号)第1条 児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について(昭和48年10月31日付け児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知) 生活福祉資金貸付制度要綱第16条	こども家庭庁、厚生労働省	旭川市、盛岡市、仙台市、白河市、ひたちなか市、藤岡市、春日部市、ふじみ野市、船橋市、横浜市、川崎市、相模原市、石川県、長野県、浜松市、名古屋市、半田市、京都府、大阪府、堺市、寝屋川市、羽曳野市、豊岡市、笠岡市、広島市、高松市、大村市、熊本市、宮崎県、沖縄県
150	神戸市 重点15	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を各地方公共団体の裁量により創設できることの明確化	地方公務員の休暇制度として、地域社会に貢献する活動(自治会、NPO等)に従事することを事由とする特別休暇を、各地方公共団体の裁量で創設して差し支えないこととすること若しくは明確化することを求める。	地方公務員法第24条第4項、人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)(特別休暇)第22条第4号イ、ロ、ハ	総務省	札幌市、名古屋市、広島市、熊本市
169	長野県 重点16	B 地方に対する規制緩和	04_雇用・労働	特定地域づくり事業協同組合制度における派遣可能な業務の拡大	特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を活用する組合が安定した通年雇用を実現できるよう、派遣可能な業務を労働者派遣法第4条で派遣が禁止されている建設業務などに拡大すること。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第4条	総務省、厚生労働省	埼玉県、島根県、山口県、高知県、宮崎県
170	長野県 重点16	B 地方に対する規制緩和	04_雇用・労働	特定地域づくり事業協同組合制度における組合員以外への派遣が可能な利用量割合の拡大	特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を活用する組合が安定した通年雇用を実現できるよう、中小企業等協同組合法により100分の20以内に制限されている組合員以外の者による事業の利用可能な割合を拡大すること。	中小企業等協同組合法第9条の2第3項	総務省、経済産業省	埼玉県、兵庫県、島根県、山口県
171	長野県 重点16	B 地方に対する規制緩和	04_雇用・労働	特定地域づくり事業協同組合制度において組合が位置する市町村以外への派遣が可能となるような見直し	特定地域づくり事業協同組合制度において、同制度を活用する組合が安定した通年雇用を実現できるよう、人口急減地域特定地域づくり推進法により規制されている組合が位置する市町村の区域外の事業所への派遣が可能となるよう緩和すること。	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第19条	総務省	埼玉県、兵庫県、島根県

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
188	八王子市	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	農林漁業を営むために必要となる農業用施設を一部の用途地域内において建築する場合における特例許可の見直し	建築基準法第48条第16項又は建築基準法施行令第130条を改正し、農林漁業を営むために必要となる農業用施設を第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域内において建築する場合における建築基準法第48条第1項～第3項ただし書に基づく特例許可に当たっては、公開聴聞及び建築審査会の同意の取得を要しないこととすることを求める。 また、同特例許可に当たって参考となる許可基準の例を明示するなど、特例許可の運用に係る負担の軽減に資する措置を講じていただきたい。	建築基準法第48条第16項 建築基準法施行令第130条各項	国土交通省	鳥取県、久留米市
209	特別区長会、高知県、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	地域包括支援センターの業務負担軽減方策の構築(介護予防支援と居宅介護支援の介護報酬設定方法の明確化等)	介護人材の確保やサービスの質の向上などを図るため、介護予防支援と居宅介護支援の介護報酬設定方法を明確化の上、都市自治体の意見を十分踏まえた適切な報酬設定を行うなど、地域包括支援センターの事務負担軽減を図ること。	介護保険法等	厚生労働省	盛岡市、仙台市、鶴岡市、茨城県、ひたちなか市、足利市、館林市、三鷹市、相模原市、海老名市、名古屋市、小牧市、南知多町、滋賀県、大阪市、広島市、高松市、高知県、熊本市
218	鳥根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟 <b>重点14</b>	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	小学校における教科担任制加配及び英語専科指導加配に係る授業時間数の要件の見直し	小学校における教科担任制加配及び英語専科指導加配に係る授業時間数の要件の見直しを定める。	—	文部科学省	羽後町、茨城県、群馬県、川崎市、石川県、浜松市、京都府、八幡市、大阪市、岡山県、高知県、宮崎県
219	鳥根県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟 <b>重点14</b>	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	小学校における英語専科指導加配に係る資格要件の緩和	小学校における英語専科指導加配に係る資格要件の緩和を求める。	—	文部科学省	羽後町、茨城県、川崎市、石川県、京都府、大阪市、岡山県、広島市、熊本市、宮崎県
227	兵庫県 <b>重点17</b>	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知等に係る指定確認検査機関の活用	国、都道府県又は建築主事を置く市町村(以下「国等」という。)の建築物に係る計画通知について、建築基準関係規定適合性の審査や完了検査・中間検査等を建築主事だけでなく指定確認検査機関が行うこともできること。	建築基準法第18条	国土交通省	盛岡市、福島県、福島市、高崎市、春日部市、岐阜市、奈良県、鳥取県、徳島県、延岡市
230	兵庫県、加古川市 <b>重点13</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	民生委員・児童委員活動における証明事務の見直し	民生委員・児童委員活動における証明事務を見直し、児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類に係る本人の申立書の内容を証明する者を拡大すること	児童扶養手当法施行規則第1条 特別児童扶養手当法施行規則第1条 児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領	こども家庭庁、厚生労働省	仙台市、茨城県、ひたちなか市、高崎市、藤岡市、春日部市、ふじみ野市、船橋市、川崎市、相模原市、石川県、京都府、大阪府、大阪市、寝屋川市、広島市、佐世保市、熊本市

(2) 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案(4件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
44	大阪府、福島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	児童福祉施設等における自立支援担当職員に係る専任要件の見直し	児童福祉施設等において加算配置する自立支援担当職員に係る専任要件を見直し、自立支援業務に支障のない範囲で直接処遇職員の勤務ローテーションに入ることを可能とすること。	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日付け厚生省発児第86号) 児童養護施設等における自立支援体制の強化について(令和3年3月8日付け子発0308第4号)	こども家庭庁	茨城県、横浜市、長野県、高知県
168	長野県、須坂市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	保育所において子育て支援員研修修了者等を保育士に代えて配置可能にする規制緩和	年度途中の保育需要の増加や産前産後休業・育児休業等による欠員など、やむを得ず保育士確保ができない場合において、子育て支援員研修修了者等、保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者を自治体の判断により保育士に代わって保育所に配置できるよう、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条において規定されている保育所の人員配置基準を緩和すること。	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条	こども家庭庁	旭川市、横浜市、熊本市、大阪市、相模原市、長野県、千葉市
203	大分県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	児童養護施設における看護師配置基準の見直し	厚労省局長通知が定める児童養護施設の看護師配置基準について、2人以上の配置を後押しするような見直しを求める。	令和4年2月18日子発0218第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	こども家庭庁	茨城県、横浜市、川崎市、長野県、大阪府、高知県、宮崎県
204	滋賀県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	利用児童の大多数が外国人である認可外保育施設における保育従事者の資格基準の緩和	利用児童の大多数(8割以上)が外国人であり、母国語で、母国の教育・保育が行われている外国人向けの認可外保育施設においては、「保育士または看護師の資格を有する者を概ね3分の1以上」という基準を「外国の保育士資格有資格者等の十分な人数配置」「日本の保育士資格有資格者を1名以上配置」といった基準に緩和すること。	子ども・子育て支援法施行規則第1条第1号イ(2)、認可外保育施設指導監督基準第1の1(2)	内閣府、こども家庭庁	横浜市、長野県、浜松市、大阪市、熊本市

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (3件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
59	宮城県、仙台市、岩沼市、登米市、東松島市、蔵王町、女川町、山形県、広島県	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	技能実習生における介護職員配置基準の緩和	介護職の技能実習生については、介護施設側が日本語能力を加味するなどして、6月の経過を待たずとも、配置基準の職員とみなす取扱いとなるよう、要件の緩和を求める。	介護人材不足については、福祉専攻の専門学校や大学の定員減少から新卒採用が困難な状況が続いていることから、年々深刻さを増しているため、介護関係団体より人材確保についての実効性のある取組について要望されている。 また、団塊の世代が全員後期高齢者となる2025年には、高齢者と介護職員の需給ギャップがさらに進展することから、一層の介護職員確保が必要であるに関わらず、職員が充足されないために、利用定員数に対して定員割れせざるを得ない事態となることが懸念され、安定的な運営が困難となる恐れがある。そこで、介護職の技能実習生の受入を進めるべきであるが、実習を開始した日から6月を経過しなければ、配置基準上の職員とみなされないことから、地方における慢性的な職員不足の解消に至っていない現状にある。	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第3項、「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について(平成29年9月29日社援発0929第4号老発0929第2号)	厚生労働省	盛岡市、ひたちなか市、高崎市、山梨県、浜松市、南知多町、高知県	外国人の技能実習の適切な実施及び技能実習生の保護に関する法律第3条第2項において、「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」とされているところ、本提案は人材不足を背景とした提案となっており、技能実習生に係る労働力確保を目的とした提案を、地方分権提案として取り扱うのは難しい。したがって、労働力確保以外の目的が示された場合に調整の対象とすることとし、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
153	福島県、栃木県、川崎市	B 地方に対する規制緩和	09 土木・建築	建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し	建築基準法における建築基準適合判定資格者検定の受検資格について、「一級建築士試験に合格した者」ではなく、「一級建築士試験の学科の試験に合格した者」とするよう要件の見直しを求める。	【現行制度について】 建築基準法において、建築確認等の事務を司るため県等に建築主事を置く必要があり、建築主事は、建築基準適合判定資格者の登録を受けた者のうちから県知事等が命じることとなっている。 建築基準適合判定資格者の受検資格に「一級建築士試験に合格した者」と規定されている。 【支障事例】 一級建築士試験の合格者が年々減少していることから、建築基準適合判定資格者検定の受検者も減少しており、将来的に建築主事に従事する有資格者が不足し、建築行政に必要な建築主事数が確保できなくなるおそれがある。 資格所有者の減少に伴い、特定の人物を建築主事として任命せざるを得なくなり、結果として資格所有者が、その他の部署に異動し難しくなっている。 【制度改正の必要性】 一級建築士試験は、合格率10%程度と難関であり、建築基準適合判定資格者検定の受検資格を得ることが、高いハードルとなっていることから、受検資格の見直しが必要である。 【支障の解決策】 一級建築士試験は、1次試験が建築全般の知識が求められる学科試験、2次試験が設計製図能力が求められる製図試験となっている。 建築基準適合判定資格者に求められる能力として、製図能力は必要不可欠なものではないことから、検定の受検資格を「一級建築士試験の学科試験の合格者」に緩和することで支障が解決すると考える。	建築基準法第4条、第5条第3項	国土交通省	千葉市、文京区、松本市、延岡市	令和4年提案(R4-16)への措置として、建築主事等の継続的かつ安定的な確保のため、実務経験を建築基準適合判定資格者の登録要件とすること及び二級建築士による受検を可能とし、当該受検者を対象とした検定に合格した者は、建築副主事等として、小規模な建築物等に限り建築確認関係事務を行うことを可能とする建築基準法の改正を含む第13次地方分権一括法が成立している。本提案は、当該改正と同様の目的で、建築基準適合判定資格者検定の受検資格のさらなる見直しを求めるものであるが、当該改正の効果を検証するのに十分な期間が経過しておらず、また、現時点で情勢の変化や新たな支障事例等が明確に示されているとは言えないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
167	岐阜県、愛知県、三重県、大阪府、高知県	B 地方に対する規制緩和	05 教育・文化	養護教諭配置基準の見直し	子どもたちのけがや病気の対応、健康診断などの保健管理、健康相談といった従来からの業務にとどまらず、学業や学校生活、こころの健康など生活全般に悩みを抱える子、保健室登校の子への対応など、社会の変化に伴い複雑化・多様化する課題に対し、養護教諭による臨機応変かつ的確な対応が以前にも増して必要となっている。そうした状況下で、学校現場で児童生徒に適切に対応していくため、養護教諭の配置基準を見直す(引き下げる)とともに、児童生徒数や学校数・学級数に応じた配置基準のみならず、適時適切な養護教諭の配置が可能となるよう適切な措置を講じること。	義務標準法及び公立高標準法により、養護教諭の配置基準が定められている中、養護教諭に求められる役割が、社会の変化に伴い複雑化・多様化するとともに業務が増大しており、繁忙期を中心として負担感が増している。 特に、配置基準で複数配置が可能となる児童生徒数未滿だが基準に近い学校においては、その負担感が顕著であり、コロナ禍での児童生徒の健康管理、健康診断時期などの繁忙期の業務対応に苦慮している。 文部科学省では、令和5年度予算において新規に「学校保健推進体制支援事業」を立ち上げ、繁忙期や現役教諭の研修代替としてOB等を派遣できる経費の助成事業を創設したが、年度の途中で繁忙期や研修期間に絞って、必要資格を持った人材を確保することはかなり困難であり、学校現場の困りごとの恒久的な解消にはつながらない。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第8条、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律第10条	文部科学省	旭川市、岩手県、宮城県、羽後町、茨城県、群馬県、富山県、美濃加茂市、可児市、瑞穂市、岐南町、川辺町、浜松市、京都府、八幡市、兵庫県、島根県、岡山県、広島市、山口県、高知県、熊本市、宮崎県	新型コロナ対策や悩みを抱える児童生徒への対応など養護教諭の負担が増加していることは背景事情としては理解するものの、具体的にどのくらい業務過多になっているのか等、支障が不明確であるため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。



地方からの提案(重点募集テーマ以外)

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(140件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
5	関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	調理師免許申請における医師の診断書の添付を不要とすること	調理師免許申請における添付書類のうち、医師の診断書については、添付不要として、麻薬等の中毒者であるかないかについては、免許申請書の様式上で確認を行うこととすることを求める。	調理師法施行令第1条、調理師法施行規則第1条第2項第3号、様式第1医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の7第2項第3号、様式第86の2 国家資格等情報連携・活用システムに係る設計・開発等業務調達仕様書(デジタル庁)別冊要件定義書②機能要件別紙05-06_データ_添付書類一覧	厚生労働省	旭川市、宮城県、茨城県、岡山県、広島市、三原市、宮崎県
6	関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	製菓衛生師免許申請における医師の診断書の添付を不要とすること	製菓衛生師免許申請における添付書類のうち、医師の診断書については、添付不要として、麻薬等の中毒者であるかないかについては、免許申請書の様式上で確認を行うこととすることを求める。	製菓衛生師法施行令第1条、製菓衛生師法施行規則第1条第2項第2号 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の7第2項第3号、様式第86の2 国家資格等情報連携・活用システムに係る設計・開発等業務調達仕様書(デジタル庁)別冊要件定義書②機能要件別紙05-06_データ_添付書類一覧	厚生労働省	茨城県、石川県、岡山県、広島市、三原市、高知県、宮崎県
7	利府町	B 地方に対する規制緩和	11_その他	不在者投票における選挙人への情報提供に係る運用の明確化	「投票用紙及び投票用封筒、不在者投票証明書」の他に、当該選挙における選挙区及び比例の氏名掲示の写し等を同封するなどルールを明確化する。	公職選挙法施行令第53条第1項及び第2項	総務省	札幌市、宮城県、ひたちなか市、前橋市、相模原市、三重県、彦根市、宮崎市
9	佐野市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	受給者本人の申出による児童扶養手当受給資格の喪失手続を可能とすること	受給資格者が児童扶養手当法第4条に規定する要件に該当しなくなった場合や、手当の支給を受ける権利を2年行使せず時効消滅する場合以外においても、受給資格者が希望する場合は、受給資格喪失手続を行うことを可能とすることを求める。	児童扶養手当法第4条、第22条、第28条 児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第4条、第11条 「児童扶養手当の現況届等について」(平成29年4月28日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)	こども家庭庁	盛岡市、郡山市、いわき市、白河市、越谷市、船橋市、柏市、稲城市、川崎市、海老名市、長野県、浜松市、富士市、豊橋市、半田市、刈谷市、豊田市、豊岡市、出雲市、広島市、三原市、高松市、高知県、佐世保市、熊本市、宮崎県、鹿児島市
10	郡山市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	住民基本台帳法上の転居届について電子申請による届出を可能とすること	住民基本台帳法(以下「法」という。)第23条に規定されている転居届に関して、法第27条の届出の方式にある「この章又は第四章の三の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面で行わなければならない。」について、個人番号カードの交付を受けている者等は、書面での届出に加え、電子申請により届出が可能となるよう特例を設けることを提案する。	住民基本台帳法第23条、第27条、住民基本台帳法施行令第26条	総務省	いわき市、千葉市、小平市、半田市、寝屋川市、東温市
11	大和郡山市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	児童扶養手当の受給資格者からの申し出による資格喪失を可能とすること	児童扶養手当の受給資格者の申し出による資格喪失を可能とすること	児童扶養手当法第4条、第22条、第28条 児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第4条、第11条 「児童扶養手当の現況届等について」(平成29年4月28日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)	こども家庭庁	盛岡市、郡山市、いわき市、白河市、越谷市、船橋市、柏市、稲城市、横浜市、川崎市、海老名市、長野県、浜松市、富士市、豊橋市、半田市、刈谷市、豊田市、池田市、豊岡市、出雲市、広島市、三原市、高松市、高知県、佐世保市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
12	三島市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	マイナポータルお知らせ機能の利用可能事務拡大	マイナポータルお知らせ機能を個人番号利用事務以外の事務でも利用可能とすること。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第6条第4項第2号	デジタル庁	宮城県、羽後町
15	足利市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	生活保護受給者が管外の有料老人ホーム等に転出した場合の住所地特例による実施責任の継続	「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについての問(第2の7)」では被保護者が老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所した場合は、その者の入所期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり保護の実施責任を負うこととなっているが、それを有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホームに該当しないものを含む)、軽費老人ホーム(以後有料老人ホーム等)にも適用する。	生活保護法第19条、昭和38年4月1日 社発第246号 厚生省社会局長通知	厚生労働省	仙台市、高崎市、藤岡市、ふじみ野市、東金市、相模原市、平塚市、長野県、半田市、枚方市、羽曳野市、高知県、宮崎県、宮崎市
16	足利市	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	犬の死亡届の添付書類(鑑札及び注射済票)の原本提出規制の緩和	狂犬病予防法第4条第4項に基づく犬の死亡届の添付書類である鑑札及び注射済票については、原本提出が義務付けられているが、これらの添付を不要とする、又は電子データでの提出を可能としてほしい。	狂犬病予防法第4条第4項 狂犬病予防法施行規則第8条第2項	厚生労働省	旭川市、栃木市、鹿沼市、三島市、豊田市、寝屋川市、松江市、吉野川市、長崎市、宮崎市
17	長崎市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権の放棄が可能であることの明確化	母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権管理において、事実上回収見込みがないと判断される場合、地方自治法第96条第1項第10号及び市の債権管理条例に基づく債権の放棄が可能であることを明確化すること。	地方自治法第96条第1項第10号	こども家庭庁	福島市、越谷市、船橋市、長野県、豊田市、広島市、高松市
18	長崎市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	生活保護費過払い返還金における長期化した債権に対し行うべき措置の明確化	生活保護費過払い返還金において、本来であれば債権放棄の対象となるような、生活保護者から返還させるといふ債権の独自性を鑑み、一定の要件の下、長期化した債権にかかる「全額回収以外のゴール(債権放棄、停止、免除の方策)」を国において示していただきたい。	地方自治法施行令第171条の7	厚生労働省	函館市、仙台市、多賀城市、藤岡市、相模原市、豊橋市、半田市、高知県、熊本市、宮崎市
19	聖籠町	B 地方に対する規制緩和	11_その他	ふるさと納税のワンストップ特例に係る申請期限の見直し等	地方税法におけるふるさと納税の寄附者から寄附先自治体へのワンストップ特例申請(以下、「申告特例の求め」という。)の期限は、特例対象年の翌年の「1月10日」までとされているが、支障事例の解消のため、申請期限の延長を求める。併せて、申告特例の求めがあった自治体から申告特例の求めを行った者の住所の所在地の自治体への通知書(以下、「申告特例通知書」という。)の送付期限についても、寄附金税額控除制度の運用に支障をきたすことがないよう、各自治体の実態を適切に把握された上で、延長等の措置の検討を求める。	地方税法附則第7条第4項、第5項、第11項及び第12項	総務省	伊勢崎市、川崎市、魚沼市、南魚沼市、長野県、沼津市、城陽市、大阪狭山市、築上町

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
20	吉岡町、桐生市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、榛東村、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、嬭恋村、片品村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町  重点31	B 地方に対する規制緩和	11_その他	住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求について、公文書(請求書)様式の統一化	住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求について、官公庁が作成する公文書(請求書)様式の統一化を求める。	住民基本台帳法第12条の2、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第8条、戸籍法第10条の2	総務省、法務省	盛岡市、羽後町、いわき市、高崎市、越谷市、世田谷区、浜松市、関市、豊橋市、豊田市、半田市、亀岡市、枚方市、寝屋川市、西宮市、東温市、久留米市、熊本市、宮崎市
21	宮崎市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	業務時間外の戸籍証明書交付に係る発行抑止処理の取扱いの見直し	開庁時間外に戸籍の届出があった場合には、翌開庁日に発行抑止処理することを許容し、開庁時間外においても戸籍証明書のコンビニ交付サービスが行えるようにすること。	平成13年12月12日付け法務省民一第3047号民事局長回答	法務省	札幌市、旭川市、郡山市、いわき市、浜松市、寝屋川市、東温市、熊本市
22	草津市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	選挙公営制度における選挙運動用自動車燃料代の公費負担の対象となる支払方法の見直し	公職選挙法の選挙運動用自動車の燃料代の公費負担制度について、従前の契約業者を決定して事後精算払い方式だけではなく、一旦候補者が燃料代を負担し候補者へ実費弁償する方法も追加するなどし、セルフ式ガソリンスタンド等の新たな業務形態にも対応できるよう求める。	公職選挙法第141条第7項、第8項、公職選挙法施行令第109条の4、公職選挙法施行規則第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第17条の8	総務省	ひたちなか市、前橋市、練馬区、相模原市、川崎市、海老名市、茨木市、三重県、熊本市
23	相模原市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	障害支援区分の認定を要しない場合の調査方法の見直し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第2項に規定する調査の方法について、障害支援区分の認定を要しない場合に係る法令等の明確な定めがなく、本市では障害支援区分の認定を要する場合と同等に取り扱うことで事務負担等が生じているため、障害支援区分の認定を要しない場合は調査方法を簡略化すること、又は地方公共団体の裁量による旨の明示をすること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年法律第10号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号)、厚生労働省事務処理要領「介護給付費等に係る支給決定事務等について」(令和5年4月改正)	厚生労働省	旭川市、苫小牧市、福島市、高崎市、藤岡市、船橋市、川崎市、相模原市、茨木市、和泉市、笠岡市、吉野川市、長崎市、大村市、熊本市
24	広島市、広島県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年における見直し基準の緩和	待機児童を巡る状況に変化が生じていることなどを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、量の見込みと10%以上乖離している場合には、原則として見直しが必要」とされているところを、例外事由として、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するための適切な対策を講じている場合には、市町村の判断により見直しは行わない」ことを加え、市町村が見直しの要否を判断できることを明らかにすること。	「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(令和5年内閣府告示第27号) 「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について(作業の手引きの送付)」(平成29年1月27日内閣府通知) 「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」(令和4年3月18日内閣府通知)	こども家庭庁	札幌市、旭川市、足立区、横浜市、川崎市、長野県、浜松市、草津市、高知県、熊本市、鹿児島市
25	奈良市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	市町村が認定地域再生計画に基づき林道の整備を行う場合に係る地方創生道整備推進交付金を間接補助から直接補助に変更すること	市町村が認定地域再生計画に基づき林道の整備を行う場合に交付される地方創生道整備推進交付金の交付先を当該市町村が属する都道府県ではなく、当該市町村とし、国から市町村への直接補助とすることを求める。	地域再生法第13条第1項、森林法第193条、地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環農対発第1604201号環境事務次官通知)第6の2の1)、地方創生道整備推進交付金交付要綱(平成28年4月20日付け28農振第150号農林水産事務次官通知・国道環安第8号国土交通事務次官通知)、地方創生道整備推進交付金交付要領(平成28年4月20日付け28農振第167号農林水産省農村振興局長通知、林28林整整第30号林野庁長官通知、国道総政第26号国土交通省道路局長通知)第2	内閣府、農林水産省	滋賀県、広島市、宮崎県

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
27	大府市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	給与所得者の扶養親族等申告書に同一生計配偶者を申告可能とすること	合計所得金額が1,000万円を超える給与所得者について扶養親族等申告書に同一生計配偶者を申告できるよう様式の変更を求める。	所得税法第190条、第194条第1項、所得税施行規則第73条、地方税法第45条の3の2第1項、第317条の3の2第1項、地方税法施行規則第2条の3の3	総務省、厚生労働省	郡山市、大田原市、高崎市、千葉市、荒川区、川崎市、相模原市、三浦市、福井市、松本市、半田市、安来市、広島市、高松市、熊本市
28	大府市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	道府県知事が不動産の価格を決定し市町村長に通知した場合における固定資産税の納税義務者への説明責任主体の明確化	地方税法第73条の21第2項の規定により道府県知事が不動産の価格を決定し、同条第3項の規定により市町村長に通知したときは、改築、損壊その他特別の事情がある場合を除き、不動産取得税に対する更正の時効経過前後に関わらず、固定資産税の納税義務者に対する課税根拠の説明責任については、市町村ではなく道府県にあることの明確化を求める。	地方税法第73条の21、第409条 新潟地方裁判所(平成21年12月25日判決)平成16年(行ウ)第3号、東京高等裁判所(平成22年8月31日判決)平成22年(行コ)第39号 行政事例(昭和34年7月24日自丁固発第52号弘前市長あて自治庁固定資産税管理官回答)	総務省	大田原市、高崎市、八王子市、相模原市、福井市、松本市、豊橋市、半田市、刈谷市、豊田市、城陽市、今治市
29	大府市	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	農用地区域内でアクアポニックスを実施可能とするための農業用施設の要件見直し	農用地区域内において水耕栽培と水産養殖を組み合わせた農法「アクアポニックス」用途での施設設置ができるよう、農業用施設の要件の見直しを求める。	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条 農業振興地域制度に関するガイドライン第13-1-(4)	農林水産省	宮城県、川崎市
31	福井市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	災害のおそれがある場合において代替的な方法による障害福祉サービスの提供を可能とすること	災害救助法の適用時だけでなく、災害のおそれがある場合についても、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言時と同様に代替的な方法による障害福祉サービスの提供を可能とするよう見直しを求める。例えば、災害救助法の適用がない場合であっても、市町村が「避難指示(警戒レベル4)」以上の避難情報を発令した場合には、国からの通知を待たずに市町村の判断で代替的な方法によるサービスを実施できることとする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準	子ども家庭庁、厚生労働省	苫小牧市、長野県、高槻市、兵庫県、笠岡市、熊本市
32	福井市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	市町村森林整備計画と特定間伐等促進計画の一体的策定を可能とすること	「市町村森林整備計画」と「特定間伐等促進計画」の一体的策定を可能とすることを求める。	森林法第10条の5第1項、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第5条第1項	農林水産省	郡山市、久留米市
33	福井市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	市町村森林整備計画の変更手続の簡素化	市町村森林整備計画の軽微な変更(都道府県作成の地域森林計画の変更を受けての変更など変更内容に市町村の判断を伴わない形式的な変更をいう。以下同じ。)の場合においては、次のような変更手続の簡素化を求める。 市町村森林整備計画の案の公告後の縦覧期間(30日間)について、軽微な変更の場合には2週間程度以内に短縮できるように改める。 実務上、国への意見聴取や県への正式な協議に先立って事前協議が必要とされているが、軽微な変更の場合には事前協議を行わなくてもよい運用に改める。	森林法第6条第1項、第10条の5第7項から第9項まで、第10条の6第4項	農林水産省	郡山市、久留米市、鹿児島市

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
35	中核市市長会、郡山市、江戸川区、高知県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	マイナンバーカードの代理人交付における本人確認書類等の要件緩和	マイナンバーカードを代理人に交付する際、必要となる交付申請者の本人確認書類として当該交付申請者の親族等(例:同一世帯員又は一〜二親等以内の親族)が交付申請者の顔写真を証明した書類も認めていただくこと、交付申請者の出頭が困難な理由として「親族の看護(介護)」を含めていただくことなど、カードの一層の普及に資する見直しを行っていただきたい。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条5項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第16条、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領	総務省	札幌市、旭川市、宮城県、仙台市、多賀城市、秋田県、羽後町、いわき市、小山市、前橋市、桐生市、三郷市、小平市、川崎市、山梨県、豊橋市、亀岡市、八尾市、寝屋川市、西宮市、五條市、井原市、東温市、糸島市、熊本市
37	三原市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	出納員その他の会計職員について個別の任命を不要とすること	出納員その他の会計職員の任命について、辞令形式によらず、規則等で一定の職にある者が当然に出納員その他の会計職員に充てることを可能とすること。また、可能であるならばその旨を明確にすること。	昭和38年12月19日 自治庁行発第93号各都道府県総務部長宛 行政課長通知	総務省	羽後町、鶴岡市、三浦市、安来市、広島市、佐世保市
42	大阪府、神奈川県、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	自動車損害賠償責任共済の共済掛金の改定に係る同意手続の簡略化	中小企業等協同組合法(以下「法」という)の規定に基づき認可した事業協同組合のうち、法第9条の6の2第3項における自動車損害賠償保障法(以下「自賠責法」という)第5条に規定する自動車損害賠償責任共済(以下「責任共済」という。)を行う組合から、共済規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るもの等を変更する旨の申請があった際、所管行政庁は認可にあたり自賠責法第28条の2第5項において国土交通大臣及び内閣総理大臣(金融庁長官)にあらかじめ同意を求めなければならない旨規定されている。自動車賠償責任保険(以下「責任保険」という)に係る基準料率等については、毎年その妥当性を金融庁長官が自賠責保険審議会を経て判断しており、改定する場合は審議会を経て国土交通大臣に同意を得たうえで改定される。このようにして改定された基準料率に基づき、各組合等は共済掛金の変更申請を都道府県に行っている。以上を踏まえ共済掛金の変更申請について、その内容が責任保険に係る基準料率と相違ないものであると確認できる場合は、金融庁長官及び国土交通大臣の同意を不要とする措置を求める。	中小企業等協同組合法第9条の6の2第3項、第9条の2第7項、自動車損害賠償法第5条、第28条の2第5項	金融庁、国土交通省	長野県、山口県
45	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」に係る交付要綱の早期提示	「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」に係る交付要綱について、提示時期を早めること。	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日付け厚生省発児第86号)	こども家庭庁	盛岡市、宮城県、仙台市、茨城県、船橋市、川崎市、長野県、浜松市、豊橋市、高知県、佐賀県、熊本市、宮崎県、鹿児島県
48	大阪市 <b>重点18</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止	保育所及び幼保連携型認定子ども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている「面積基準を標準に緩和する特例」(以下、「面積基準緩和特例措置」という。)に係る期限の廃止を求める。なお、廃止が難しい場合は、期限の延長を求める。	【保育所】 児童福祉法第45条第2項 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令第4条 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める内閣府令 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(厚生労働省告示) 【幼保連携型認定子ども園】 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項、附則第2項 幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第6項 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令附則第2項 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則附則第3条 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域(内閣府・文部科学省・厚生労働省告示)	こども家庭庁、文部科学省	札幌市、旭川市、横浜市、川崎市、長野県、熊本市

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
51	小浜市	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	経営所得安定対策等に係る作付面積等の現地確認の方法の見直し	経営所得安定対策等実施要綱に定められている作付面積等の確認について、現地確認だけでなく、航空写真及び衛星画像等画像による確認も可能とするよう改正する。	経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第1 1(2)③ウ(ウ)、Ⅳ第2 1(5)②、Ⅳ第2 2(9)⑥ウ、Ⅳ第2 3(9)⑥ウ、Ⅳ第2 4(4)	農林水産省	旭川市、千葉市、横浜市、川崎市、福井市、京都府、兵庫県、熊本市、鹿児島市
54	新潟県、福島県 重点10	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	管理栄養士国家試験に係る都道府県等による免許等照合書発行の廃止	管理栄養士国家試験において、都道府県等による免許等照合書の発行は廃止し、厚生労働省において受験資格の確認を行うことを求める。	「第37回管理栄養士国家試験の実施について」(令和4年8月30日付け厚生労働省健康局健康課長通知)等	デジタル庁、厚生労働省	札幌市、旭川市、宮城県、福島市、郡山市、茨城県、長野県、兵庫県、奈良県、山口県
56	静岡市 重点26	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により重複している手続の合理化	生産緑地地区に指定された土地を農家以外の者に売却して農地等以外のものにする場合、生産緑地法第10条に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律(以下、「公拡法」という。)第4条に基づく届出手続が重複していることから、公拡法の制度改正による手続の合理化を求める。	公有地の拡大の推進に関する法律第4条、第5条、第6条、第8条 生産緑地法第7条～第15条	国土交通省	草加市、八潮市、三郷市、長野県、浜松市、豊田市、城陽市、枚方市、熊本市
58	香川県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	旧耐震基準の木造住宅の除却に係る住宅・建築物安全ストック形成事業の事業要件の見直し	社会資本整備総合交付金交付対象事業の住宅・建築物安全ストック形成事業のうち、住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業について、事業要件として対象となる住宅が「耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの」であることが定められているが、旧耐震基準の(建築物の構造基準が強化された昭和56年5月以前に建てられた)木造住宅を除却しようとする場合については、当該要件を除外するよう求める。	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①3. 第3号口、4.3-1号	国土交通省	札幌市、いわき市、千葉市、荒川区、寝屋川市、鳥取県、延岡市
60	宮城県、石巻市、岩沼市、東松島市、蔵王町、長野県、広島県	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	農山漁村振興交付金における計画認定過程の見直し	農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)の効率的な運用のため、「農工商等連携促進法」に基づく農工商等連携事業計画の相談段階で関係する事業実施予定地の都道府県へ情報提供を行い、当該計画の認定審査の際に意見照会の機会を付与すること。また、「六次産業化法」に基づく総合化事業計画及び農工商等連携事業計画の意見照会をする場合は、意見照会の期間を長く設けるよう運用の改善を行うこと。これに加え、「産業支援型」の事業の実施手続に定めている都道府県事業実施計画の作成を廃止すること。	農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)実施要領(令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知)別記2-3農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法)第5条 中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効活用して行う事業活動の促進に関する法律(農工商等連携促進法)第4条	農林水産省、経済産業省	兵庫県、山口県
61	宮城県、仙台市、石巻市、岩沼市、東松島市、富谷市、蔵王町、美里町	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	施設園芸用地の整備に係る農地法上の農地として取り扱うことができる土地及び設備用地の明確化	施設園芸用地の整備に関し、耕作用の土を1メートル程度盛り土して農作物の栽培を行っている土地や、農作物の栽培を行っている土地と一体的に整備する必要のある貯水池、トイレ・更衣室、作業用倉庫の用地が、農地に該当することを明確化する。	農地法第3条、第4条及び第5条 「施設園芸用地等の取扱いについて」(平成14年4月1日付け農林水産省経営局構造改善課長通知) 「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け農林水産省経営局長・農村振興局長通知)	農林水産省	伊勢崎市、川崎市、和歌山県

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
62	宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、角田市、東松島市、富谷市、山形県、福島県、広島県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金における交付申請書の簡素化	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金(学校を核とした地域力強化プラン)について、申請や報告に関する書類をスリム化、簡素化して欲しい。	各年度に文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働活動推進室から発出される事務連絡。直近では、次のとおり。 ・R4本申請 R4.5.30付 ・R4見込額調 R4.10.12付 ・R5仮申請 R5.2.7付 ・R4実績報告 R5.2.14付	文部科学省	羽後町、千葉市、沼津市、寝屋川市、岡山県、高知県、熊本市
64	倉敷市	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	中心市街地活性化基本計画の認定要件のうち大規模集客施設の立地制限に係る要件の見直し	大規模集客施設を誘導施設に定めた都市機能誘導区域内に限り、準工業地域の特別用途地区(大規模集客施設制限地区)を解除しても、中心市街地活性化基本計画の認定が継続されるよう、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定)の見直しを求める。	都市計画法、都市再生特別措置法、中心市街地の活性化に関する法律、都市計画運用指針、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定)	内閣府、経済産業省、国土交通省	-
65	秋田県、福島県、滋賀県 <b>重点22</b>	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	ギャンブル等依存症対策推進計画の医療計画との一体的策定及び計画期間の見直し	ギャンブル等依存症対策推進計画について、医療法第30条の4に基づく医療計画と一体のものとして策定することを可能とすることを求める。 また、ギャンブル等依存症対策推進計画の「少なくとも三年ごと」の検討及び「必要があると認めるとき」の変更の努力義務について、努力義務の廃止若しくは検討を「少なくとも六年ごと」等とすることを求める。	ギャンブル等依存症対策基本法第13条、医療法第30条の4	内閣官房	神奈川県、兵庫県、高知県
67	秋田県、能代市、横手市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、三種町、八峰町、八郎潟町、大潟村、美郷町、羽後町、東成瀬村、福島県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	補助事業等の予算執行状況等に係る各調査の合理化	補助事業等の予算執行状況等に係る各調査について、重複する調査の廃止を含め、調査事項及び調査頻度を真に必要な最小限度にするよう簡素化すること及び調査主体を一元化することを求める。	昭和42年5月1日付蔵計第946号「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」 令和4年6月17日付国官会第7993号「令和4年度公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」 上記調査のため、地方整備局が上乗せで行っている事業執行状況調査 総財務第40号令和2年4月28日付「公共事業等の事業執行計画及び事業執行状況等に係る調査について(依頼)」 令和5年1月10日付内閣府政策統括官(経済財政運営担当)付参事官(経済対策・金融担当)事務連絡「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」の全事業の進捗状況調査について(依頼)」	内閣府、総務省、財務省、国土交通省	岩手県、福島県、茨城県、小山市、高崎市、川崎市、横須賀市、浜松市、寝屋川市、奈良県、広島市、吉野川市、高知県、熊本市
70	千葉県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく基金の管理方法及び計画の策定方法の見直し	造成年度ごとに基金を管理する方法を改める。基金造成年度ごとに計画を策定・修正する方法を改める。	地域医療介護総合確保基金管理運営要領第2(3)②、地域医療介護総合確保基金の活用にあたっての留意事項第5 1及び2	厚生労働省	岩手県、茨城県、栃木県、神奈川県、京都府、兵庫県、鳥取県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
71	千葉県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	年賀寄付金配分事業申請に係る都道府県知事等の意見書の添付を不要とすること	お年玉付郵便葉書等の寄付金による助成を受ける団体が申請をする際の添付書類として提出が求められる都道府県知事等の意見書の提出を不要とする。	お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令第2条第2項	総務省	-

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
74	豊田市 重点27	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	森林所有者等が市町村の補助を受けて間伐する場合及び市町村の事業により間伐する場合について伐採届の提出を不要とすること	伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採届」という。)の提出が不要となる場合を規定する森林法第10条の8第1項各号又は森林法施行規則第14条各号に「森林所有者等が市町村の補助を受けて間伐する場合」及び「市町村の事業により間伐する場合」を追加し、これらの場合には伐採届の提出を不要とすることを求める。	森林法第10条の8第1項	農林水産省	札幌市、郡山市、横浜市
75	豊田市 重点27	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	施設管理上必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合について伐採届の提出を不要とすること	伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採届」という。)の提出が不要となる場合を規定する森林法第10条の8第1項各号又は森林法施行規則第14条各号に「施設管理上、必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合」を追加し、この場合には伐採届の提出を不要とすることを求める。	森林法第10条の8第1項	農林水産省	秋田県、横浜市、福井市、熊本市、延岡市
77	豊田市 重点32	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けの廃止	身体障害者福祉法第15条第2項において、都道府県知事が医師を定める際には社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下、「地方社会福祉審議会」という。)の意見を聴かなければならないとあるが、この義務付けを廃止することを求める。	身体障害者福祉法第15条第2項	厚生労働省	函館市、旭川市、羽後町、長野県、笠岡市、長崎市、佐世保市
81	岩手県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	結核患者の入退院に係る届出の廃止	感染症法第53条の11に規定される結核患者の入退院に係る届出の廃止を求めるもの。	感染症法第53条の11	厚生労働省	さいたま市、熊本市、宮崎県
82	藤枝市	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	中心市街地活性化基本計画の認定基準の緩和	中心市街地の活性化を図るための基本的な方針で定められている中心市街地活性化基本計画の認定基準のうち、特別用途地区の活用による準工業地域における大規模集客施設の立地の制限について、市町村総合計画等と整合が取れており、中心市街地活性化協議会等の同意を得る等した上で、地理的条件など中心市街地の活性化に影響がないものと市町村が総合的に判断する場合には当該制限を解除できることとする等、地域の実情に応じた制限の緩和を求める。	中心市街地の活性化に関する法律第9条第10項 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第2章3基本計画の認定基準①	内閣府、経済産業省、国土交通省	高崎市、倉敷市
83	藤枝市	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	住宅の用に供される土地に係る農地転用許可に当たり建築条件付売買の締結を必要とする要件の廃止	建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領(平成31年3月29日付30農振第4002号農林水産省農村振興局長通知別紙)を改正し、住宅の用に供される土地に係る農地転用許可に当たり建築条件付売買契約の締結を必要とする要件を廃止することを求める。	農地法第5条第2項第3号、農地法施行規則第57条第5号、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可事務取扱要領(平成31年3月29日付30農振第4002号農林水産省農村振興局長通知別紙)3の(1)	農林水産省	三浦市、中津川市



管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
84	藤枝市 重点28	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	優良田園住宅建設計画の認定に係る都道府県知事との協議の廃止	市町村が優良田園住宅建設計画を認定しようとする際に義務付けられている、優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第4項に基づく都道府県知事との協議を廃止すること。	優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第4項	農林水産省、国土交通省	-
85	藤枝市	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	優良田園住宅に係る敷地面積並びに建ぺい率及び容積率要件の緩和を可能とすること	優良田園住宅の建設の促進に関する法律施行令第1条及び第2条を改正し、市町村の策定する優良田園住宅建設の促進に関する基本方針や条例において、地域の実情に応じて優良田園住宅の要件の緩和を可能とすること。	優良田園住宅の建設の促進に関する法律施行令第1条、第2条	農林水産省、国土交通省	-
86	中核市市長会	B 地方に対する規制緩和	11_その他	借家を災害救助法に基づく「住宅の応急修理」の対象とする場合における資力の確認事務の簡略化	災害救助法に基づく「住宅の応急修理」制度における資力の有無の確認事務について、持家の場合は、平成28年に具体的な所得基準が撤廃された上、更なる弾力運用を図るために、資力有無の判断に当たっては「資力に関する申出書」を提出するだけでよいこととされているため、借家についても同様の取扱いを可能とすること等の事務負担軽減策を講じることを求める。	災害救助法、災害救助事務取扱要領	内閣府	川崎市、相模原市、名古屋市、岡山県、笠岡市、熊本市
87	中核市市長会 重点33	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	業務管理体制の整備に関する届出事項の変更手続の見直しについて	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等について、指定事業者として定められた変更の届出と、業務管理体制の整備として定められた変更の届出双方の変更の届出内容が重複する場合には業務管理体制の整備に関する変更の届出を省略可とすること。	【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】 (障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設)第46条第1項、第51条の2第3項 (相談支援事業者)第51条の25第1項及び第3項、第51条の31第3項 【児童福祉法】 (障害児通所支援事業者)第21条の5の20第3項、第21条の5の26第3項 (障害児相談支援事業者)第24条の32第1項、第24条の38第3項	こども家庭庁、厚生労働省	苫小牧市、仙台市、郡山市、八王子市、川崎市、長野県、兵庫県、笠岡市、熊本市
90	天理市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	介護福祉士による糖尿病患者等へのインスリン注射を可能とすること	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則で規定されている介護福祉士が行うことのできる医師の指示の下に行われる行為は、 ①口腔内の喀やく痰たん吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引 ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養 に限られている。これらの行為に、糖尿病患者等へのインスリン注射を含めるよう、対象行為の緩和を求める。	社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条	厚生労働省	長野県、兵庫県
91	横浜市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	条例公布時の長の署名における電子署名による方法の追加	条例の公布の際の長の署名について、地方議会における会議録の例と同様に、電子署名による方法も可能とするよう関係法令の改正を求める。	地方自治法第16条第4項、公告式条例準則及び地方自治法第一六条関係質疑応答集送付について(昭和25年7月14日自行発第129号 各都道府県総務部長あて地方自治庁行政課長通知)	総務省	山形県、福島市、埼玉県、加須市、府中市、兵庫県

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
92	横浜市 重点19	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	地域型保育給付費等の支出に係るルールの明確化	地域型保育給付費等について、給付費の本来の趣旨に則った支出がなされ、施設・事業の運営が適正に行われていることを市町村が確認、指導を行えるよう、地域型保育等に要する費用に支出するというルールを明確化することを求める。	児童福祉法、子ども・子育て支援法、令和3年10月1日自治体向けFAQ【第19.1版】	こども家庭庁	札幌市、千葉市、川崎市、相模原市、長野県、大阪市、熊本市
95	群馬県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	保有個人情報の開示の実施の方法等の申出を口頭でも可能とすること	保有個人情報の開示の実施の方法その他の政令で定める事項の申出の方法について、文書の提出でなく口頭でも可能とする。	個人情報の保護に関する法律第87条第3項、個人情報の保護に関する法律施行令第26条	個人情報保護委員会	宮城県、山形県、ひたちなか市、高崎市、彦根市、熊本市、宮崎県
96	群馬県、栃木県、川越市、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県、高知県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	PRTR制度における電子情報処理組織使用届出書に関する規制緩和	PRTR制度における電子届出について、電子情報処理組織使用届出書を廃止する。その代替として、入力事項確認機能を新たに電子届出システムに付与した上で、使用届出提出に相当する手続をシステム上で行えるようにする。また、仮パスワードも直接事業者へ送信される等、事業者が行う手続を全てオンラインで行うことができるようにする。	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条	経済産業省、環境省	札幌市、青森県、宮城県、茨城県、長野県、浜松市、豊橋市、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、岡山県、徳島県、吉野川市、沖縄県
97	砥部町、松山市、八幡浜市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、伊方町、松野町、鬼北町	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	狂犬病予防注射の実施時期等の見直しについて	狂犬病予防法施行規則における注射済票の交付について、毎年3月2日から同月31日までの間に実施する狂犬病予防注射で翌年度の注射済票を交付する規定を撤廃し、4月1日を境に交付年度を分けるよう、見直しを求める。それに伴い、予防注射の時期について、「4月1日から6月30日までの間に1回受けさせなければならない」とするのではなく、通年接種できるよう、見直しを求める。	狂犬病予防法施行規則第11条第1項、第12条第5項	厚生労働省	旭川市、栃木市、鹿沼市、千葉市、上田市、枚方市、寝屋川市、吉野川市、宮崎県
98	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、関西広域連合 重点34	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	医薬品等の国家検定に係る都道府県經由事務の廃止等の見直し	医薬品等の国家検定について、都道府県經由事務を廃止し、検定申請等を事業者から直接、検定機関(国立感染症研究所)に提出する形とすることを求める。都道府県經由事務の完全な廃止が困難な場合は、手続をオンライン化し、オンラインにより手続がされた場合の都道府県經由事務に限り廃止するなど、都道府県及び事業者の負担軽減に資する見直しを求める。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第58条	厚生労働省	-
99	京都府 重点29	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化	宅地建物取引業者に係る事業者名簿や申請書類等の閲覧制度について、インターネット閲覧の対象から個人情報が含まれる書類を除くなどの簡素化を求める。	宅地建物取引業法第10条	国土交通省	奈良県、徳島県、高知県

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
103	埼玉県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)での私立学校への調査にかかる都道府県經由事務の廃止	文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)の本格稼働にあたり、私立学校への調査の際の都道府県經由事務(督促、回答確認等)を廃止すること	事務連絡 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査の実施について 事務連絡 体罰に係る実態把握について 事務連絡 令和4年度特別支援教育に関する調査について等	文部科学省	茨城県、神奈川県、兵庫県、山口県、宮崎県、鹿児島県
105	埼玉県、栃木県、さいたま市、川越市、越谷市、神奈川県、新潟県、山梨県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	PRTR届出システムの利用開始及び届出情報変更の手續における都道府県經由事務の廃止	PRTR届出システムの利用開始及び届出情報変更の手續における都道府県經由事務を廃止すること。	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第11条、第12条	経済産業省、環境省	札幌市、青森県、宮城県、茨城県、千葉市、長野県、浜松市、豊橋市、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、岡山県、徳島県、吉野川市、沖縄県
106	埼玉県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	厚生労働大臣又は都道府県知事が保険医療機関等に対して指導及び監査業務を行う際、診療報酬明細書を収集できることの明確化	厚生労働大臣又は都道府県知事が保険医療機関等に対して指導及び監査業務を行う際、診療報酬明細書を収集できることの明確化	健康保険法第73条・78条、船員保険法第59条、国民健康保険法第41条・45条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第66条・72条、保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について(平成7年12月22日付保発第117号)	厚生労働省	茨城県、柏市、神奈川県、長野県、京都府、大阪府、岡山県
108	埼玉県、新潟県、岐阜県、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査のオンライン化	施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査において、オンライン調査を導入すること。	令和4年度施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査の協力について(依頼)(令和4年4月8日国総公第4号国土交通省総合政策局公共事業企画調整課長通知)	国土交通省	茨城県、石川県、浜松市、京都府、兵庫県、奈良県、吉野川市、高知県
109	埼玉県、福島県、さいたま市、行田市、所沢市、東松山市、深谷市、上尾市、入間市、朝霞市、静岡県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	文化財関係国庫補助金申請等手續の電子化	文化財関係国庫補助金の手續において、現状の紙媒体での提出方法を早急に見直すこと。 ①見直しに当たっては、手續に係るオンラインシステムを構築し、申請や計画変更承認等の手續を同システム内で完結できることが望ましい。 ②システムの構築に時間を要する場合、PDF等電子データでの提出を可能とすること。さらに、データ容量が膨大になることが想定されることから、BOX(クラウドストレージ)での提出を可とすること。	文化庁文化財補助金交付規則、文化財保存事業費関係補助金交付要綱、文化財保存事業費関係国庫補助実施要領及び各国庫補助要項 令和4年10月14日付け事務連絡「令和5年度文化財補助事業計画について(照会)」	文部科学省	宮城県、羽後町、福島市、茨城県、ひたちなか市、前橋市、豊橋市、羽曳野市、兵庫県、広島市、熊本市
110	埼玉県、深谷市、上尾市、越谷市	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	青色回転灯等装備車の証明等に係る申請等手續のオンライン化等	①青色回転灯等装備車の証明等の申請手續における申請書及び添付書類について、PDF等電子データでの提出を可能とし、オンライン化を可能とすること。 ②適切なパトロールの継続性を確保するための申請団体に対する講習について、「講習の効果の確認」及び「受講者の確認」の方法を参考事例と併せて明確に示し、オンラインによる実施を可能とすること。 ③上記①、②について、現行規定で可能なのであれば、その旨を明確化すること。	「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取り扱いについて」の手續について(通達) 令和4年12月15日付け警察庁丁生企発第659号	警察庁	千葉市、八王子市、川崎市、相模原市、愛知県

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
111	浜松市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員の増加申請における代表者の生年月日等の記載事項の削除	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員を増加しようとする際の申請に係る記載事項から「代表者の生年月日、住所及び職名」を削除すること。	子ども・子育て支援法第31条第1項、第32条第1項、第35条第1項、第43条第1項、第44条、第47条第1項 子ども・子育て支援法施行規則第29条、第31条、第33条第1項、第39条、第40条、第41条第1項	こども家庭庁	旭川市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、大阪市、熊本市、鹿児島市
112	浜松市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	幼保連携型認定こども園における園庭の面積基準に係る園児の年齢基準日の明確化	幼保連携型認定こども園の設備基準における園庭の面積基準について、園児の年齢基準日を年度初日の前日とし、その旨の明確化を求める。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第1条第1項第2号、第6条第7項	こども家庭庁、文部科学省	札幌市、旭川市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、島根県、熊本市、鹿児島市
113	浜松市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	認可外保育施設が利用者へ交付する書面における管理者の住所の記載の削除	認可外保育施設において、施設設置者が利用者に対して交付する書面の記載事項から、管理者の住所を削除することを求める。	児童福祉法第59条の2の4 児童福祉法施行規則第49条の6第2号	こども家庭庁	札幌市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、大阪市、熊本市、鹿児島市
114	浜松市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	一時預かり事業の開始に係る提出書類のうち収支予算書等の提出を不要とすること	一時預かり事業を開始する際の届出において児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項において提出が義務付けられている収支予算書、事業計画書及び定款について、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されている場合は、提出を不要とすること。	児童福祉法第34条の12第1項 児童福祉法施行規則第36条の33各々	こども家庭庁、文部科学省	札幌市、千葉市、相模原市、新潟市、長野県、沼津市、大阪市、大村市、熊本市
115	浜松市 重点30	B 地方に対する規制緩和	02.農業・農地	施設更新に係る国営土地改良事業の申請に当たっての受益農業者の同意徴集を省略できる要件の緩和	土地改良施設の施設更新に係る国営・都道府県営土地改良事業の申請に当たって、施設の再編や増設及び機能向上を伴う場合であっても、受益者の基本的な受益の態様に変動を生じず権利利益を侵害するおそれのないものについては、受益者の同意徴集を不要とできるよう、土地改良法第85条の3第2項の例外規定の取扱いの緩和及び土地改良法施行規則第38条の2の2の要件緩和を求める。	土地改良法第85条の3第2項 土地改良法施行令第48条の2、第50条の2の3 土地改良法施行規則第38条の2の2 平成18年農林水産省告示第1272号(土地改良法施行規則第38条の2等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるもの)	農林水産省	千葉市、横浜市、広島市、熊本市
117	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針において、2か年を限度とされている公立学校施設整備費負担金の国庫債務負担について、2か年を超える設定を可能とすること	公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針(6-(1)-1)において、公立学校施設整備費負担金の国庫債務負担は2か年以内とされているが、2か年を超える設定を可能とするよう見直しを求める。	公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針	文部科学省	岩手県、羽後町、茨城県、千葉市、松戸市、東京都、相模原市、海老名市、豊橋市、三重県、京都府、大阪市、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島市、高松市、熊本市、宮崎県

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
118	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	07.産業振興	住宅宿泊事業法の施行状況の検討を踏まえた適切な情報提供及び法解釈の明確化	住宅宿泊事業法の施行状況の検討を踏まえた適切な情報提供を行うこと、及び同法における宿泊日の要件などの解釈が曖昧な点を明確化すること	住宅宿泊事業法第2条第3項 住宅宿泊事業法施行令 住宅宿泊事業法施行規則 住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン) 住宅宿泊事業の届出に係る手続の適正な運用について(平成30年11月22日付け生食発1122第1号、国住指第2802号、観産第561号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官、国土交通省住宅局長、国土交通省観光庁次長通知)	厚生労働省、国土交通省	札幌市、茨城県、相模原市、大阪府、寝屋川市、兵庫県、岡山県、高知県
119	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	11.その他	「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用除外となる調達契約の見直し	「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用除外となる調達契約の見直し(再エネ電力の調達契約の適用除外化)	政府調達に関する協定(WTO政府調達協定) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令	総務省、外務省	札幌市、盛岡市、相模原市、山梨県、浜松市、熊本市
120	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	国民健康保険法に基づく指導・監査及び厚生労働省通知に基づく適時調査に係る経済上の措置事務の電子化	保険医療機関等への国または都道府県の指導、監査及び適時調査に係る経済上の措置事務を紙資料ではなく、電子システムで行えるよう改善を求める。	国民健康保険法第41条、国民健康保険法第45条の2、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(令和4年3月4日保医発0304第3号)」、「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について(平成7年12月22日保発第117号厚生省保険局長通知)」、指導大綱・監査要綱、適時調査実施要領	厚生労働省	北海道、札幌市、旭川市、盛岡市、茨城県、埼玉県、柏市、東京都、神奈川県、相模原市、海老名市、長野県、浜松市、大阪市、兵庫県、岡山県、広島市、徳島県
121	指定都市市長会 <b>重点35</b>	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	地方自治法に定める歳入歳出外現金に学校徴収金を含めること	学校徴収金の徴収・管理業務を地方自治体が行うことに係る歳入歳出外現金の対象範囲の拡大	地方自治法第235条の4、地方自治法施行令第168条の7、地方自治法施行規則第12条の5	総務省、文部科学省	札幌市、羽後町、茨城県、千葉市、相模原市、浜松市、岡山県、熊本市
123	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	08.消防・防災・安全	災害救助法に基づく障害物の除去における期間延長の運用の見直し	災害救助法施行令第2条第2号の規定に基づく「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(障害物)の除去」における期間延長の運用について、災害救助法施行令第1条第1項第4号が適用される等大規模な災害が発生した際には、一般基準で定められた期間の延長を、被災状況の確認に時間を要することが明らかで、障害物の除去に要する期間について具体的な根拠が示すことができない場合でも、一定期間の延長を認めるなど、被災状況に即した運用とすること。	災害救助法第4条第1項第10号 災害救助法施行令第2条第2号 平成25年内閣府告示第228号第12条 災害救助事務取扱要領(令和4年7月)第4	内閣府	札幌市、旭川市、ひたちなか市、相模原市、兵庫県、岡山県、吉野川市、熊本市
124	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	08.消防・防災・安全	災害救助法に基づく障害物の除去における対象物の明確化	災害救助法施行令第2条第2号の規定に基づく「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(障害物)の除去」における対象物の明確化	災害救助法第4条第1項第10号 災害救助法施行令第2条第2号 平成25年内閣府告示第228号第12条 災害救助法の制度概要(令和4年7月版)	内閣府	札幌市、旭川市、相模原市、兵庫県、岡山県、吉野川市、熊本市

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
125	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員の増加申請における代表者の生年月日等の記載事項の削除	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員を増加しようとする際の申請に係る記載事項から「代表者の生年月日、住所及び職名」を削除すること。	子ども・子育て支援法第31条第1項、第32条第1項、第35条第1項、第43条第1項、第44条、第47条第1項 子ども・子育て支援法施行規則第29条、第31条、第33条第1項、第39条、第40条、第41条第1項	こども家庭庁	札幌市、旭川市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、大阪市、熊本市
126	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	幼保連携型認定こども園における園庭の面積基準に係る園児の年齢基準日の明確化	幼保連携型認定こども園の設備基準における園庭の面積基準について、園児の年齢基準日を年度初日の前日とし、その旨の明確化を求める。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第1条第1項第2号、第6条第7項	こども家庭庁、文部科学省	札幌市、旭川市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、熊本市
127	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	認可外保育施設が利用者へ交付する書面における管理者の住所の記載の削除	認可外保育施設において、施設設置者が利用者に対して交付する書面の記載事項から、管理者の住所を削除することを求める。	児童福祉法第59条の2の4 児童福祉法施行規則第49条の6第2号	こども家庭庁	札幌市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、大阪市、熊本市
128	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	一時預かり事業の開始に係る提出書類のうち収支予算書等の提出を不要とすること	一時預かり事業を開始する際の届出において児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項において提出が義務付けられている収支予算書、事業計画書及び定款について、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されている場合は、提出を不要とすること。	児童福祉法第34条の12第1項 児童福祉法施行規則第36条の33各々	こども家庭庁、文部科学省	札幌市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、大阪市、熊本市
129	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	介護保険制度に係る申請に添付する被保険者証等について電子での提出を可能とすること	介護保険制度の申請における被保険者証等の添付に関して電子的方法での提出を可能とすることによる行政手続きのオンライン化の促進を求める。	介護保険法第27条第1項、第32条第1項、第37条第3項、介護保険法施行規則第33条第2項、第35条第1項、第40条第1項、第42条第1項、第49条第1項、第54条第1項、第55条の2第1項第59条第1項、第77条第1項、第83条の6、第95条の2第1項	厚生労働省	札幌市、旭川市、盛岡市、茨城県、ひたちなか市、足利市、千葉市、東久留米市、相模原市、浜松市、広島市、高知県、熊本市
131	指定都市市長会、大治町 <b>重点20</b>	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	育児休業給付金の支給延長に係る受給資格確認手続きの見直し	「保育所入所保留通知書」の取得といった育児休業給付の支給延長に係る受給資格確認手続きを見直し、入所意思がない者からの保育所等の入所申込みに対する入所選考等の事務負担が市町村に生じないようにすること。 (例) ・延長制度を撤廃し、子が2歳に達するまでの間、支給可能とする ・支給延長の申込みを受けたハローワークが、保育所等の利用状況を市町村に照会する ・「保育所等を利用していない旨の証明」を以て、支給期間を延長する ・申請を電子化し、保育及び支給延長の申請状況を連携させる 等	雇用保険法第61条の7第1項 雇用保険法施行規則第101条の25第1号 「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」(平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)「育児休業給付の内容と支給申請手続」(厚生労働省都道府県労働局・公共職業安定所(ハローワーク))	こども家庭庁、厚生労働省	札幌市、越谷市、千葉市、荒川区、相模原市、新潟市、長野県、浜松市、小牧市、草津市、守口市、熊本市

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
132	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年における見直し基準の緩和	待機児童を巡る状況に変化が生じていることなどを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、量の見込みと10%以上乖離している場合には、原則として見直しが必要」とされているところを、例外事由として、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するための適切な対策を講じている場合には、市町村の判断により見直しは行わない」ことを加え、市町村が見直しの可否を判断できることを明らかにすること。	「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(令和5年内閣府告示第27号) 「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について(作業の手引きの送付)」(平成29年1月27日内閣府通知) 「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」(令和4年3月18日内閣府通知)	こども家庭庁	札幌市、旭川市、茨城県、千葉市、横浜市、相模原市、海老名市、長野県、浜松市、草津市、熊本市
134	特別区長会、郡山市、高知県	B 地方に対する規制緩和	11.その他	署名用電子証明書の失効要件の緩和等	現行制度では、住所異動等に伴い住民票の内容に変更があった場合、署名用電子証明書が失効するが、署名用電子証明書に住民票変更内容を自動的に反映すること等により、当該証明書に最新の住所等の情報が書き込まれている状態を担保しつつ、失効せずに引き続き利用することができるよう、失効要件の緩和及び住民票と署名用電子証明書を連動するためのシステム改修等必要な措置を講じていただきたい。 なお、昨年度において、マイナンバーカードの更新等について、市区町村の窓口を介さず、マイナポータル等で手続きが可能となるよう、他団体より提案があったところだが、当該議論に本件も併せて検討していただき、必要な措置を講じていただきたい。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第12条、第15条	デジタル庁、総務省	札幌市、旭川市、盛岡市、宮城県、仙台市、羽後町、いわき市、小山市、前橋市、三郷市、千葉市、小平市、浜松市、豊橋市、半田市、高槻市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、井原市、東温市、八女市、熊本市、宮崎市
139	広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会  重点23	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等	離島振興計画の記載事項を全て包含する他の計画を既に策定している場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることができるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。 既存計画が離島振興計画の記載事項を全て包含していない場合には、当該記載事項を別に取りまとめることにより記載事項を充足することが可能となるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。	離島振興法第4条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	島根県、高知県
142	愛知県、福島県	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	補助金申請等に係る都道府県への事務委任の廃止	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金、史跡等購入費補助金、文化芸術振興費補助金(地域文化総合活用推進事業のうち地域のシンボル整備等及び地域の伝統行事等のための伝承事業(国指定等)に限る)及び文化資源活用事業費補助金(文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業及び文化財多言語解説整備事業に限る)の補助金交付に係る事務の都道府県知事、都道府県教育委員会への委任を廃止し、文化庁が設置した事務局等により事務を行う。	文化庁文化財補助金交付規則、文化財保存事業費関係補助金交付要綱、文化財保存事業費関係国庫補助実施要項、文化芸術振興費補助金(地域文化総合活用推進事業)交付要綱、文化資源活用事業費(観光拠点整備事業)交付要綱、文化資源活用事業費補助金(文化財多言語解説整備事業)交付要綱、平成十二年四月三日文部省告示第五十七号	文部科学省	兵庫県
143	愛知県、福島県、静岡県、長崎県	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	補助金及び支援事業の申請等に係る都道府県経由事務の廃止	文化芸術振興費補助金(地域文化総合活用推進事業)、文化資源活用事業費補助金(先端技術を活用した日本文化の魅力発信事業)及び伝統文化親子教室事業(教室実施型)の補助金等の交付要望、交付申請及び応募等における都道府県経由事務を廃止し、文化庁が事務委託により設置する事務局等により事務を行う。	文化芸術振興費補助金(地域文化総合活用推進事業)交付要綱、文化資源活用事業費補助金(先端技術を活用した日本文化の魅力発信)交付要綱、文化芸術振興費補助金(伝統文化親子教室事業)交付要綱、「伝統文化親子教室事業」委託実施要綱	文部科学省	茨城県、兵庫県
144	愛知県、美浜町、知多市、秋田県、高知県	B 地方に対する規制緩和	10.運輸・交通	地域公共交通確保維持事業費補助金における補助系統の地域公共交通計画への位置付けを不要とする場合の明確化	地域公共交通確保維持事業費補助金の補助要件である補助系統と地域公共交通計画との連動化に関して、補助系統の一部沿線市町村において地域公共交通計画に位置付けない場合であっても、補助対象として認められる「合理的理由」を事前に判断できるよう明確化することを求める。	地域公共交通確保維持改善事業実施要領2.(1)⑫ 地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット	国土交通省	能勢町、兵庫県、松江市、高松市、福岡県、久留米市、熊本市

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
145	愛知県、福島県、新潟県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	地方スポーツ推進計画の策定及び同計画の進捗管理における負担軽減	地方スポーツ推進計画の策定にあたり、国が行う全国的な調査の都道府県毎のデータ公表等、国において地方公共団体の策定に係る負担軽減を行う。	スポーツ基本法第10条	文部科学省	盛岡市、宮城県、羽後町、茨城県、高崎市、所沢市、岡山県、福岡県
146	愛知県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	補助金における仕入控除税額報告・返還事務の事務簡素化	地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)における、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告・返還事務の事務簡素化を図ること。	地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業)交付要綱	厚生労働省	神奈川県、京都府、徳島県、高知県
147	神奈川県	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	砂利採取業務主任者試験に係る公告方法の例示化	都道府県知事が行う砂利採取業務主任者試験の試験施行場所等の公告については、砂利採取業者の登録等に関する規則第8条の規定により、都道府県の公報で公告しなければならないこととされている。この公告の方法を例示化し、又は条例等に係る適用除外を可能とし、都道府県の判断で適切な方法により公告をすることが可能となるよう、砂利採取業者の登録等に関する規則の改正により措置することを求める。また、公告の方法を例示化する場合は、近年のインターネットの普及を踏まえ、インターネットの利用を例示として挙げることを求める。	砂利採取業者の登録等に関する規則第8条	経済産業省	宮城県、茨城県、岡山県
148	神奈川県、高知県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	義務教育費国庫負担金の実支出額算出事務の一部省略	義務教育費国庫負担金に係る交付決定の際における実支出額と最高限度額算出の一部省略	義務教育費国庫負担法第2条、義務教育費国庫負担法に基づく教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担金に係る交付申請等の手続について(2文科初第1740号令和3年3月2日通知)	文部科学省	千葉市、川崎市、名古屋市、三重県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、熊本市
151	大治町	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	特別児童扶養手当関係書類における公印の廃止	特別児童扶養手当関係書類のうち、特別児童扶養手当認定請求書(様式第一号(第一条関係))、特別児童扶養手当所得状況届(様式第六号(第四条関係))について公印廃止を求める。	特別児童扶養手当の支給に関する法律施行規則	厚生労働省	旭川市、所沢市、越谷市、柏市、八王子市、稲城市、横浜市、長野県、半田市、京都府、和泉市、奈良県、島根県、笠岡市、吉野川市、高知県、大村市
152	大治町	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	児童扶養手当関係書類における公印の廃止	児童扶養手当関係書類のうち、児童扶養手当認定請求書、児童扶養手当所得状況届、児童扶養手当現況届について公印廃止を求める。	児童扶養手当法施行規則	こども家庭庁	越谷市、柏市、横浜市、長野県、京都府、奈良県、高知県、熊本市



管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
159	川崎市、仙台市、さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	住宅宿泊事業法に係る届出等の運用の見直し	住宅宿泊事業法における、住宅宿泊事業を営むにあたっての事業者の届出等の運用を見直すこと	住宅宿泊事業法第3条 住宅宿泊事業法施行令 住宅宿泊事業法施行規則 住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン) 住宅宿泊事業の届出に係る手続の適正な運用について(平成30年11月22日付け生食発1122第1号、国住指第2802号、観産第561号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官、国土交通省住宅局長、国土交通省観光庁次長通知)	厚生労働省、国土交通省	相模原市、大阪府、寝屋川市、兵庫県、岡山県、高知県
160	川崎市、仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、北九州市	A 権限移譲	05_教育・文化	私立幼稚園の認可、指導監督、財政措置に係る権限の指定都市への移譲	私立幼稚園の認可、指導監督、財政措置に係る権限を都道府県から指定都市へ移譲すること	学校教育法第4条、第13条、私立学校振興助成法第9条、子ども・子育て支援法第14条、第27条、第38条、第56条 等	こども家庭庁、文部科学省	千葉市、横浜市、相模原市、兵庫県
163	奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	特定外来生物防除事業交付金の交付決定に係るスケジュールの見直し	特定外来生物防除事業交付金について、春季から活動を開始する外来生物に対応していくため、年度当初から事業を実施することができるような事業スケジュールに見直していただきたい。	特定外来生物防除等対策事業交付要綱第6条、令和5年度特定外来生物防除等対策事業事務手続きの手引き	環境省	盛岡市、山形県、栃木県、足利市、栃木市、千葉県、神奈川県、川崎市、山梨県、浜松市、豊橋市、大阪市、岡山県、吉野川市、福岡県、鹿児島県
164	奈良県、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	特定された抗体陰性豚に対する豚熱ワクチンの追加接種を可能とすること	豚熱ワクチン接種推奨地域における追加接種について、免疫付与状況等確認検査の結果が80%以上の豚群についても、抗体陰性豚が特定されている場合にあっては、国と協議の上、その豚に対しての追加接種を認めること。	家畜伝染病予防法第3条の2、第6条 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針(令和2年7月1日農林水産大臣公表)第3-2	農林水産省	岡山県
166	千葉市、横浜市、静岡市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針等の位置付けの明確化	一定規模以上の公共施設整備事業の実施に際して、PPP/PFI手法導入を優先的に検討することとする国の指針やガイドラインについて、あくまで優先的に検討することを要請するものであり、義務付けるものではないことを明確にするよう求める。	多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針(令和3年改訂版)、PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引、PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について(令和3年6月21日付府政経シ第401号、総行地第92号)	内閣府	高崎市、我孫子市
172	長野県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	地域医療介護総合確保基金(医療介護提供体制改革推進交付金(医療事業分))の内示時期の早期化	地域医療介護総合確保基金(医療介護提供体制改革推進交付金(医療事業分))について、年度当初から実施される事業もあることから都道府県への交付金の内示時期を早くし、年度当初の早期に配分額を示すこと。 交付金は、「①1 病床機能分化・連携推進事業」、「①2 病床機能再編支援事業」、「②在宅医療推進事業」、「③医療従事者確保事業」、「④勤務医労働時間短縮事業」の5つの事業区分ごとに配分されているが、都道府県が必要な事業を実施できるよう、特に「②在宅医療推進事業」、「③医療従事者 確保事業」の配分方針については県予算編成作業に関わることから、これを早期に示すこと。	令和4年度医療介護提供体制改革推進交付金(医療分)の内示について(令和4年8月5日付け厚生労働省医政局地域医療計画課・医事課事務連絡) 令和5年度地域医療介護総合確保基金(医療分)の配分方針及び調査票等の作成について(令和5年2月21日付け厚生労働省医政局地域医療計画課・医事課事務連絡)	厚生労働省	岩手県、茨城県、神奈川県、川崎市、鳥取県、岡山県、山口県、高知県、宮崎県、鹿児島県

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
173	長野県	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	国土利用計画法第24条の規定による勧告を行う場合の土地利用審査会への意見聴取の義務付けの廃止	国土利用計画法第24条第1項の規定による勧告を行う場合に必要となる土地利用審査会への意見聴取の義務付けの廃止を求める。	国土利用計画法第24条	国土交通省	-
174	長野県	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	国土利用計画法の規定による事後届出の状況把握に係る土地取引規制実態統計処理システムの入力の簡素化	国土利用計画法第23条第1項の規定による事後届出の状況についての国土交通省への報告に当たって利用する土地取引規制実態統計処理システムについて、データを入力したEXCELファイルシステムに取り込めるようにするなど、入力を容易にする機能の追加を求める。	昭和54年6月25日付54国土利第243号・54国土第265号「土地取引規制実態統計の電子計算機による処理について」	国土交通省	千葉県、横浜市
178	福岡県、高知県、沖縄県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	「医療介護提供体制改革推進交付金」の過年度積み立て残活用に係る過年度計画の変更を不要とすること	「医療介護提供体制改革推進交付金」について、過年度積立残を活用する場合に国へ提出する都道府県計画は、積立年度ベースではなく、事業の実施年度ベースのみの策定とし、過年度の変更計画の策定を不要とすること。	「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)第4条第1項、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」(平成26年厚生労働省告示第354号)、医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱	厚生労働省	岩手県、茨城県、千葉県、神奈川県、山梨県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県
179	仙台市、札幌市、角田市、岩沼市、東松島市、蔵王町、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	長期優良住宅の認定を受けた区分所有住宅(マンション等)の新築又は取得を行った場合の固定資産税の減額申告について、申告主体にマンション管理組合等の管理者等を加え、管理者等からの申告があった場合は当該区分所有住宅の全戸に係る固定資産税を一括して減額できるように求める。また、令和5年度税制改正で創設されたマンション長寿命化促進税制も同様に、管理計画認定マンションの管理組合等の管理者等による申告があった場合は当該区分所有住宅の全戸に係る固定資産税を一括して減額できるように求める。	長期優良住宅の認定を受けた区分所有住宅(マンション等)の新築又は取得を行った場合の固定資産税の減額申告について、申告主体にマンション管理組合等の管理者等を加え、管理者等からの申告があった場合は当該区分所有住宅の全戸に係る固定資産税を一括して減額できるように求める。また、令和5年度税制改正で創設されたマンション長寿命化促進税制も同様に、管理計画認定マンションの管理組合等の管理者等による申告があった場合は当該区分所有住宅の全戸に係る固定資産税を一括して減額できるように求める。	地方税法附則第15条の7第3項、第15条の9の3第2項	総務省、国土交通省	札幌市、苫小牧市、盛岡市、水戸市、ひたちなか市、大田原市、高崎市、千葉市、船橋市、八王子市、相模原市、浜松市、豊田市、城陽市、高槻市、今治市
180	仙台市、札幌市、石巻市、岩沼市、登米市、東松島市、蔵王町、女川町、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市  重点24	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	市町村子ども・子育て支援事業計画における、地域子ども・子育て支援事業に係る記載事項の一部任意化	「市町村子ども・子育て支援事業計画」の記載事項となっている「各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期」(子ども・子育て支援法第61条第2項第2号)に関して、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」において「全国共通で「量の見込み」を算出する」とされている地域子ども・子育て支援事業のうち、量の見込みの算出が困難な事業については、当該記載事項を任意のものとする。	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条～第61条 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年告示第159号) 市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き(平成26年1月)	こども家庭庁	札幌市、盛岡市、千葉市、足立区、横浜市、相模原市、海老名市、新潟市、長野県、浜松市、三原市、高知県

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
182	仙台市、札幌市、宮城県、石巻市、角田市、岩沼市、東松島市、富谷市、蔵王町、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	マイナンバーカードの券面記載事項の削減及び電子証明書の有効期間を当該カードと同一とすること	マイナンバーカードについて、ハードウェアトークンとして使用できるよう、より利用者の利便性向上を考慮した制度設計にすることを求める。 具体的には、カード券面への氏名や住所、本人写真の表示等の記載を不要とし、情報は全てICチップに格納する。併せてカード交付時に生体要素として指静脈を追加するような制度設計に改めていただきたい。また、不正読取などのセキュリティ確保を施したうえで、電子証明書の有効期間をカード有効期間と同一としていただきたい。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第1条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第25条、別記様式(第25条関係)、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第5条、第24条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第13条、第49条	デジタル庁、総務省	札幌市、いわき市、小山市、桐生市、相模原市、浜松市、豊橋市、亀岡市、吹田市、高槻市、西宮市、東温市、八女市、宮崎市
183	仙台市、宮城県、東松島市、蔵王町、利府町、さいたま市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、大阪市、北九州市、福岡市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	教科書採択及び無償給与事務に係る指定都市から都道府県への報告を不要とすること	教科書採択及び無償給与事務は、いずれも都道府県を通して国に報告することが定められているが、この制度を見直し、政令指定都市に関しては都道府県から独立して給与事務が行えるよう改正を望む。	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条、教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第13条、第14条	文部科学省	大阪府、大阪市
184	八王子市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	住民基本台帳ネットワーク利用端末へのリモート接続を可能とすること	住民基本台帳ネットワークの端末等の運用において、端末の個別設定作業、障害時の対処などは端末設置場所まで行って操作しないと対応できない状況である。 適切なセキュリティ対策を講じたうえで、端末を管理するためのActiveDirectoryの導入やリモート接続を認めてもらいたい。	システム構築手引書 導入手引書(本編) CS/統合端末用[第4. 4版][令和5年3月](地方公共団体情報システム機構策定)	総務省	宮城県、郡山市、千葉市、八尾市、東温市、八女市
185	八王子市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	決算上剰余金が生じた場合に積み立て等に充てなければならない金額に係る規定の見直し	地方財政法第7条において、決算上生じた剰余金については、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額を積み立て、又は繰上償還の財源に充てなければならないとされている。この積み立て、又は繰上償還の財源に充てる金額について、剰余金が生じた翌年度に支払う国・都返還金を除いた額の二分の一とするよう要件の見直しを求める。	地方財政法第7条	総務省	函館市、高崎市、亀岡市、長崎市
186	八王子市 重点36	B 地方に対する規制緩和	11_その他	訪問型サービス事業を実施する際の路上駐車に許可に係る制度の見直し	訪問型サービス等を行う民間事業者や地方自治体が市民宅等を訪問する際に、やむを得ず路上駐車する際の許可について、許可申請手続をオンライン化する等して簡易に手続できるようにするとともに、駐車都度の許可申請ではなく、一度の許可で一定の期間駐車できるよう制度改正を求める。	道路交通法第45条第1項、第49条の5	警察庁	函館市、旭川市、苫小牧市、浜松市、小牧市、兵庫県、熊本市、宮崎県、鹿児島市
187	八王子市	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	一部事務組合が発電した再生可能エネルギーを構成する地方公共団体へ自己託送可能とすること	地方公共団体が自己託送を活用する場合における電気事業法第2条第1項第5号口の「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の範囲に、地方自治法第284条に規定する一部事務組合を含めるものとする。	電気事業法第2条第1項第5号口、電気事業法施行規則第2条、第3条第1項、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(平成12・05・29資第16号)、自己託送に係る指針(令和5年4月1日経済産業省)、地方自治法第284条	経済産業省	盛岡市、川崎市、豊橋市、吉野川市、熊本市

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
189	八王子市 <b>重点37</b>	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の3で規定のある、収納取扱金融機関の担保提供規定の緩和	地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の3で規定のある収納取扱金融機関の担保提供の有無を、各自治体で判断できるよう緩和を求める。	地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の3	総務省	越谷市
191	岡山県、福島県、広島県	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	農業振興地域の整備に関する法律及び農地法における特定流通業務施設及び同施設の用に供する土地の位置付けの見直し	農業振興地域の整備に関する法律における「農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」に、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する特定流通業務施設の用に供する土地」を追加する。 農地法における農地転用不許可の例外に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する特定流通業務施設の用に供する施設を整備するために行われるもの」を追加する。	農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項、同法施行令第8条第2項、同法施行規則第4条の5第1項 農地法第4条第6項、同法施行令第4条第1項第2号へ、同法施行規則第37条	農林水産省、国土交通省	盛岡市、宮城県
192	岡山県、栃木県、長野県、岐阜県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	結核定期健康診断の報告頻度及び報告期限の見直し	感染症法施行規則における事業者等が行う結核定期健康診断の報告頻度及び報告期限について、同法施行規則第27条の5第1項中「一月ごとに取りまとめ、翌月の十日まで」を「当該年度分を取りまとめ、翌年度の4月10日まで」とするなど年1回の報告に改めるよう求める。	感染症法施行規則第27条の5第1項	厚生労働省	富山県、茨城県、高知県、宮崎県、浜松市、さいたま市、佐賀県、徳島県、山口県、横浜市、札幌市、熊本市、大阪府、
193	岡山県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	全国交通安全運動推進要綱の早期情報提供等	春及び秋の全国交通安全運動推進要綱について、案段階で早期に情報提供を行うこと又は要綱決定時期を前倒しすること。	全国交通安全運動推進要綱	内閣府	青森県、宮城県、ひたちなか市、川崎市、小牧市、山口県、徳島県、高知県、宮崎県
194	岡山県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	道路メンテナンス事業補助制度における変更交付申請手続の簡素化	道路メンテナンス事業補助制度の橋梁・トンネル・道路附属物等の交付決定単位間の流用を軽微な変更とするなど、迅速な国費の流用を可能とすること。 また、交付申請時に個別の施設名を記載した事業内訳調書(様式3の6(別紙内訳))及び道路メンテナンス事業実施計画(別紙様式)の提出を不要とし、補助金を充てて修繕を実施する施設に変更がある場合でも、変更交付申請によらず、当該変更を実績報告書により報告することで足りるとするなど、変更を含む交付申請手続を簡素化し、年度内の修繕対象施設の変更に迅速に対応可能とすること。	道路メンテナンス事業補助制度要綱 道路局所管補助金等交付申請について(平成13年3月30日付け国道総第589号国土交通省道路局長通知) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第7条第1項 国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号)第5条第1項	国土交通省	福島市、いわき市、茨城県、高崎市、館林市、横須賀市、松本市、浜松市、名古屋市、京都府、寝屋川市、奈良市、山口県、高松市、福岡県
196	岡山県、広島県	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	鳥獣被害防止総合対策交付金交付事務における捕獲確認業務の効率化	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)に係る捕獲確認業務について、捕獲確認アプリにより提出されたデータでの確認が可能であることを鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(以下「実施要領」という。)上明確化する。また、捕獲確認アプリにより提出されたデータでの確認の場合には、別途の捕獲確認書の作成を不要とする。	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知) 別記4第2の2(2)	農林水産省	横浜市、久留米市、熊本市

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
197	岡山県、宮城県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	地方教育費調査の隔年化及び説明書の記載内容の明確化	地方教育費調査(統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査)における教育費調査及び生涯学習関連費調査について、毎年実施から隔年実施に変更すること。また、調査における「教職員」の定義を明確化すること。	地方教育費調査要綱第5	文部科学省	羽後町、茅ヶ崎市、富山県、石川県、浜松市、豊橋市、京都府、徳島県、高知県、長与町、熊本市、宮崎県
198	岡山県、宮城県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	子供の学習費調査にかかる都道府県経由事務の廃止及び調査対象の見直し	子供の学習費調査(統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査)について、都道府県を経由せず、文部科学省から直接学校へ調査依頼し、学校から直接回答するよう調査系統を変更すること。また、公立幼稚園の調査実施学校数を削減し、認定こども園を調査対象に追加するなどの見直しを行うこと。	子供の学習費調査要綱第2、第3の2、第6、第9	文部科学省	青森県、羽後町、茨城県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、三重県、京都府、徳島県、高知県、宮崎県
199	岡山県、宮城県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	学校教員統計調査にかかる回答方法の見直し	学校教員統計調査(統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に基づく基幹統計調査)について、マクロ付き調査票を廃止し、システムへの直接入力による回答とするなど回答方法を見直すこと。	—	文部科学省	青森県、羽後町、栃木県、さいたま市、富山県、石川県、京都府、広島市、徳島県、高知県、熊本市、宮崎県
200	岡山県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	要保護児童生徒援助費補助金等に係る提出書類の簡素化	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金に関して、状況報告書の提出後、状況に変更がなければ、変更交付申請に係る書類の提出を不要とすること。	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	文部科学省	岩手県、羽後町、茨城県、相模原市、高知県、熊本市、宮崎県、鹿児島県
201	岡山県、宮城県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	へき地児童生徒援助費等補助金に係る提出書類の明確化及び事務処理の簡略化	へき地児童生徒援助費等補助金に係る提出書類を事前に明示すること及び変更交付決定を行わない事業における書類提出を不要とすること。	へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	文部科学省	青森県、岩手県、羽後町、徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県
202	大分県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	救急救命士が行う救急救命処置の範囲の見直し	救急救命士法第2条第1項に規定する救急救命処置の具体的範囲について、新型コロナウイルス抗原検査キットによる検査を追加するよう見直しを求める。	H4.3.13 指第17号厚生省健康政策局指導課長通知	厚生労働省	宮崎県

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
205	延岡市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	子どものための教育・保育給付に係る運用の見直し(制度の簡素化と事務の効率化)	子どものための教育・保育給付に係る保育所等における処遇改善等加算の制度見直し	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(令和2年7月30日付け(最終改正令和4年11月7日付け)内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	子ども家庭庁、文部科学省	札幌市、旭川市、仙台市、ひたちなか市、越谷市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、長野県、半田市、奈良県、和歌山市、徳島県、熊本市、鹿児島市
207	足利市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	要介護・要支援認定申請に添付する被保険者証について電子での提出を可能とすること	介護保険法第27条第1項及び同法第32条第1項に基づく、要介護・要支援認定申請の添付書類である被保険者証については、原本提出が義務付けられているが、被保険者証をスキャンしたPDFや被保険者証を撮影した画像での提出を可能とすることを求める。	介護保険法第27条第1項、第32条第1項	厚生労働省	函館市、盛岡市、ひたちなか市、東久留米市、横浜市、川崎市、枚方市、広島市、熊本市
208	名古屋市	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	不登校特例校(不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校)にかかる文部科学大臣への指定申請を不要とし、学校長が特別の教育課程を編成できるようにするよう制度の見直しを求める	不登校特例校(不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校)にかかる文部科学大臣への指定申請を不要とし、学校長が特別の教育課程を編成できるようにするよう制度の見直しを求める。	学校教育法施行規則第五十六条	文部科学省	高知県、熊本市
210	島根県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	医療施設等施設整備費補助金等に係る交付決定等の早期化	医療施設等施設整備費補助金等に係る交付決定等の早期化	—	厚生労働省	茨城県、千葉県、沼津市、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島市、山口県、高知県、福岡県、宮崎県
211	島根県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金及び国民健康保険団体連合会等補助金に係る交付決定等の早期化	後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金要綱及び国民健康保険団体連合会等補助金要綱において、交付決定までの標準的期間が規定されているところ、実際には大幅に過ぎて交付決定がされているため、早期化を求める。	後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金要綱、国民健康保険団体連合会等補助金要綱	厚生労働省	茨城県、千葉県、海老名市、長野県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県
212	島根県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	厚生労働省国民健康保険課から発出される補助金等決定通知書等の通知方法の統一化	厚生労働省国民健康保険課から発出される補助金等決定通知書等の通知方法の統一化を求める。	—	厚生労働省	茨城県、神奈川県、海老名市、長野県、三島市、広島市、山口県、徳島県

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
213	島根県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	国民健康保険調整交付金に係る申請等様式の簡略化及び説明書の記載内容の明確化	国民健康保険調整交付金に係る申請等について、以下のことを求める。 ①様式や記載する項目を見直し、必要最小限とし、また、計算方法や表間突合関係を通知等で明確にしていきたい。 ②通知等において、事務毎に操作説明書の参照箇所等を明示いただきたい。	国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令	厚生労働省	北海道、茨城県、ひたちなか市、千葉県、神奈川県、川崎市、長野県、三島市、兵庫県、鳥取県、広島市、山口県、徳島県、高知県
214	島根県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	保険者努力支援制度に係る交付金事務の負担軽減	保険者努力支援制度に係る交付金を一本化すること。又は、申請や還付に係る事務負担を軽減すること。	会計検査院の指摘による返還及び自主返還に係る事務スケジュール等について(厚生労働省保険局事務連絡)	厚生労働省	茨城県、ひたちなか市、千葉県、船橋市、神奈川県、長野県、三島市、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島市、山口県、徳島県
215	島根県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	官庁会計システム(ADAMS)の支払計画表等における国民健康保険療養給付費等負担金に係る名称の明示	ADAMSの支払計画表等における国民健康保険療養給付費等負担金に係る負担金名称を明示することを求める。	—	財務省、厚生労働省	茨城県、千葉県、海老名市、長野県、京都府、鳥取県、岡山県、山口県
216	島根県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	国民健康保険の市町村保険者等に対する一般指導監督に係る負担軽減等	①前回の実地指導において指摘事項がなかった市町村保険者等については、次回は書面による指導のみとすることも可能とするなど、指導監督に関する県の負担軽減を図ること。 ②具体的な指導方法を明示化すること。 ③事業計画の策定に係る法的根拠、内容及び水準を明確化すること。当該法的根拠等がない場合は指導監督の対象から外すこと。	国民健康保険法第4条及び第106条、「国民健康保険の市町村保険者及び国民健康保険組合並びに国民健康保険団体連合会の指導監督について(基本通知)」(平成31年1月23日保発0123第2号厚生労働省保険局長通知)、「国民健康保険の市町村保険者及び国民健康保険組合並びに国民健康保険団体連合会に対する指導監督の実施について(平成31年1月23日保国発0123第2号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)及び同通知別添「国民健康保険の指導監督実施要領」	厚生労働省	茨城県、長野県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県
217	島根県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	国保予算関係等資料等の作成に係る負担軽減等	①国保予算関係等資料及び前年度における国民健康保険事業の実施状況報告の調査項目や様式を見直すこと。 ＜調査様式の統合が可能と思われる例＞ ・予算関係等資料・調査 様式7の1 ・国民健康保険事業実施状況調査 様式8 ②法令や関係用語の改正があった場合には、様式に確実にかつ速やかに反映すること。	「令和5年度予算関係等資料の作成について」(令和4年6月10日厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)、「令和3年度における国民健康保険事業の実施状況報告について」(令和4年6月20日厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)	厚生労働省	茨城県、千葉県、神奈川県、長野県、三島市、広島市、山口県、徳島県
220	茅ヶ崎市	B 地方に対する規制緩和	11.その他	引き続き都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書の廃止	引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する事務について、公職選挙法施行令第34条の2(引き続き都道府県の区域内に住所を有する旨の証明書)を廃止し、公職選挙法施行令第34条の3(引き続き都道府県の区域内の住所を有することの確認のための手続き)への一本化を求める。	公職選挙法第44条第3項、公職選挙法施行令第34条の2	総務省	函館市、盛岡市、宮城県、ひたちなか市、前橋市、相模原市、海老名市、三重県、豊中市、茨木市、高知県、熊本市

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
222	茅ヶ崎市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	後期高齢者医療制度における基準収入額職権適用の円滑運用に資する環境等の整備	後期高齢者医療制度における基準収入額の職権適用について、法令で勘案すべき収入金額を把握する際に過大な事務負担が生じていることから、制度を円滑に運用している自治体等の取り組みを参考にできる事例収集・共有を行うこと。また、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの改修等を行うこと。	高齢者の医療の確保に関する法律第67条、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第31条・32条	厚生労働省	ひたちなか市、所沢市、春日部市、船橋市、横浜市、海老名市、寒川町、浜松市、三島市、伊勢市、東温市、大村市、熊本市
225	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、三田市、たつの市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟 <b>重点21</b>	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認を必要としない類型の追加	山間地や漁業集落、へき地、離島以外にも、厚生労働大臣の承認が不要な10人未満の小規模放課後児童クラブの類型を追加すること。 (例)都市近郊の農村地域、中山間地域、オールドニュータウン等	子ども・子育て支援交付金交付要綱 放課後児童健全育成事業実施要綱 令和4年度子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)の交付に係る一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位の確認について(事務連絡)	こども家庭庁	札幌市、盛岡市、茨城県、相模原市、横須賀市、長野県、大阪府、広島市、高知県、熊本市
228	兵庫県、姫路市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	介護保険法に規定する徴収金の時効の見直し	介護サービス事業者が偽りその他不正の行為により支払いを受けた徴収金(介護保険法第22条)について、監査の開始による時効の完成猶予、更新又は時効期間を3年とすること。	介護保険法第200条	厚生労働省	盛岡市、茨城県、ひたちなか市、足利市、高知県、熊本市、宮崎県
229	兵庫県、姫路市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	福祉行政報告例中の民生委員児童委員活動報告のオンライン化	民生委員・児童委員(以下「委員」)による活動記録の作成・報告や、集計に伴う行政等の負担軽減を図るため、委員自ら入力可能な全国統一の活動報告オンライン化を構築すること。 (なお、委員の年齢構成等を鑑みて、入力フォームは見やすく操作が簡便なものとする。)	統計法	こども家庭庁、厚生労働省	仙台市、茨城県、ひたちなか市、前橋市、藤岡市、川崎市、相模原市、石川県、浜松市、名古屋市、豊川市、京都府、大阪府、大阪市、堺市、奈良県、広島市、高知県、福岡県、佐世保市、熊本市、沖縄県



(2) 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案 (21件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
14	中津市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	子ども・子育て支援交付金における放課後児童健全育成事業の交付要件の見直し	「子ども・子育て支援交付金交付要綱」、「放課後児童健全育成事業実施要綱」において、放課後児童支援員及び補助員の要件を緩和(保育士や幼稚園教諭、小学校教員等の資格保持者に対する研修の免除及び資格等を保有しないが学校等において実務経験を有する短時間勤務教員等の追加)するとともに、長期休暇期間に限定して運営する放課後児童クラブ(年間開所日数200日未満)も交付金の対象に加えること。	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号) 子ども・子育て支援交付金の交付について(令和5年2月9日付府子本第61号) 「放課後児童健全育成事業」の実施について(令和4年10月5日付子発1005第1号)	こども家庭庁	札幌市、仙台市、千葉市、府中市、相模原市、横須賀市、長野県、大阪府、兵庫県、広島市、今治市、熊本市、鹿児島市
34	藤沢市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	日常生活用具給付等事業において給付等が可能な用具の要件の見直し	厚生労働省告示第529号(平成18年9月29日)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具」における(1)用具の要件のうち「ハ 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」の削除又はユニバーサルデザインの普及等に対応した改正を求める。	厚生労働省告示第529号(平成18年9月29日)「一 用具の要件」の「ハ」	厚生労働省	旭川市、川崎市、笠岡市、高知県、佐賀県、大村市
49	大阪市、所沢市、指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	子ども・子育て支援交付金の一時預かり事業(一般型)における基本分の基準額に係る補助区分の見直し	子ども・子育て支援交付金の一時預かり事業(一般型)における補助基準額について、年間延べ利用児童数300人以上施設の補助区分の細分化と拡充を求める。	子ども・子育て支援交付金要綱	こども家庭庁	札幌市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、浜松市、豊橋市、刈谷市、小牧市、大村市、熊本市

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
50	大阪市	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	放課後子ども教室について処遇改善臨時特例事業の対象とすること	協働活動サポーター等(以下「サポーター等」という。)、放課後子ども教室に係るスタッフに対する支払が「謝金」とされることについて、放課後児童クラブ支援員等(以下「支援員等」という。)に対する支払と同様に「賃金」とした上で、処遇改善臨時特例事業の対象とすることを求める。	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領 参議院塩村あやか君提出放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業に関する質問に対する答弁書	こども家庭庁、文部科学省	札幌市、千葉市、我孫子市、横浜市、相模原市、広島市、徳島県
72	茨城県、栃木県、東京都、長野県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」に基づく医療費助成制度における負担条件の見直し	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」における対象医療の要件である高額療養費の基準額を超える負担の条件について撤廃を求める。	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱(「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知の別添)	厚生労働省	北海道、さいたま市、千葉県、山口県、徳島県、高知県、佐賀県、宮崎県
78	岩手県、宮城県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	デジタル田園都市国家構想交付金の交付期間の複数年度化	デジタル田園都市国家構想交付金について、長期的なデジタルサービスの運用を保証しつつ、自主財源などへのソフトランディングできるように財政力の弱い市町村に対しては、単年ではなく複数年継続での支援を可能とするよう見直しを求めるもの。	①デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱第10第1項 ②デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)Q&A集 2022年12月7日発行第2版 8ページ目Q1	内閣府	羽後町、いわき市、高崎市、滋賀県、八幡市、兵庫県、徳島県

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
79	岩手県、宮城県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	デジタル田園都市国家構想交付金における加点要素「地場スタートアップ活用」の見直し	デジタル田園都市国家構想交付金の加点要素について、スタートアップ活用における“地場”を要件とした加点廃止を要望するもの。	デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプTYPE1/2/3等制度概要 令和4年12月7日 24～31ページ	内閣府	高崎市、滋賀県、徳島県、高知県
80	岩手県、宮城県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	生活衛生関係営業対策事業費補助金における交付額の下限の見直し	生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱の5「交付額の下限」において、「人件費を除く事業費(国負担分)が150万円に満たない場合交付の決定を行わない」としていることに対し、金額の下限の撤廃または引き下げを要望するもの。	生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱の5	厚生労働省	大阪府、岡山県、宮崎県
88	越谷市、品川区、川崎市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	特定教育・保育等に係る公定価格における「高齢者等活躍促進加算」の対象施設の見直し	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」の中で明記されている「高齢者等活躍促進加算」の対象施設について、幼稚園や地域型保育事業を含めること。	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	こども家庭庁、文部科学省	千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、熊本市
101	埼玉県	B 地方に対する規制緩和	04_雇用・労働	デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ(移住・起業・就業型))のうちのマッチングサイト使用に係る要件の見直し	デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ(移住・起業・就業型))に係る実施計画の作成において、移住支援事業とマッチング支援事業の一体的申請を必須とせず、就業に関する要件についてもマッチングサイトに掲載している求人以外も対象とすることにより、マッチングサイト実施の実質的な義務付けを廃止すること。	令和4年12月23日付け内閣府地方創生推進事務局「移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業について」	内閣府	青森県、宮城県、羽後町、京都府、岡山県、鹿児島県、沖縄県

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
122	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	災害救助法に基づく障害物の除去に関する救助対象等の緩和	災害救助法施行令第2条第2号の規定に基づく「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(障害物)の除去」に関する救助対象等の緩和 ①対象物 現在:土石、竹木等 →被災家屋の家財を追加 ②対象場所 現在:居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関 →対象範囲を住居と敷地内のすべてに拡充	災害救助法第4条第1項第10号 災害救助法施行令第2条第2号 平成25年内閣府告示第228号第12条	内閣府	札幌市、旭川市、ひたちなか市、相模原市、兵庫県、岡山県、熊本市
130	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	障害福祉サービスのうち訪問系サービスに係る国庫負担基準等の見直し	①障害福祉サービスにおいて、介護保険対象者の居宅介護を同サービスの国庫負担の対象とすること。 ②介護保険対象者の重度訪問介護について、市町村が決定した実際の給付額を算定基礎とする国庫負担基準に改正すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第95条第1項、同法施行令 第44条第3項第1号イ、障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱(別表1)	厚生労働省	札幌市、苫小牧市、高崎市、千葉市、相模原市、長野県、豊橋市、半田市、大阪府、大阪市、和泉市、兵庫県、笠岡市、吉野川市、長崎市、熊本市
155	高知県、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、土佐町、大川村、いの町、越知町、日高村、大月町	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	災害救助法の事前適用における対象経費の拡大	災害救助法第2条第2項に規定する災害発生前の事前適用の対象に食品の給与や毛布のクリーニングを加えることを求める。	災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条第2項、第4条第2項	内閣府	旭川市、岡山県、徳島市、高松市、福岡県、熊本市、宮崎県
156	高知県、静岡県、徳島県、安芸市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、大川村、中土佐町、大月町	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	防災集団移転促進事業等の適用要件の緩和	社会福祉施設等を単独での高台移転でも土地の確保に活用できるように、防災集団移転促進事業等の適用要件の緩和を求める。	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号)第3条	こども家庭庁、厚生労働省、国土交通省	旭川市、ひたちなか市

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
158	高知県、富山県、香川県、須崎市、土佐清水市、香南市、大川村、中土佐町、越知町、日高村、大月町	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	野菜価格安定対策事業の見直し	野菜価格安定対策事業において、県域で統一された規格基準により共同出荷・共同販売されている品目については、県域を1産地とすることが可能となるよう区域条件の見直しをすること。	野菜生産出荷安定法第4条 野菜生産出荷安定法施行規則第1条、第2条 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領(昭和51年10月1日付け51食流第5508号農林事務次官依命通知) 野菜生産出荷安定法第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定に係る事務取扱いについて(平成20年2月29日付け19生産第8620号農林水産省生産局園芸課長通知)	農林水産省	大阪府、和歌山県、島根県、熊本市
161	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、八幡浜市、新居浜市、大洲市、四国中央市、西予市、上島町、久万高原町、内子町、愛南町、高知県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	地域生活支援事業費補助金の都道府県への配分にかかる内示時期の見直し	地域生活支援事業費等補助金における都道府県への地域生活支援事業分の配分額内示時期を「地域生活支援促進事業」と同様に、各都道府県から要望額を調査したうえで、早期(4月)に要望額に対する配分額の内示を行うこと。また、4月の内示額が要望額に満たない場合には、改めて要望調査を行ったうえで、下半期(10月)に追加配分額の内示を行うこと。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び同法施行令、地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱	厚生労働省	岩手県、千葉市、川崎市、長野県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、笠岡市、高知県、宮崎県
165	奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	社会福祉施設等整備費国庫補助金の複数年度にわたる工期への対応	厚生労働省において実施する社会福祉施設等施設整備費国庫補助事業において、必要に応じて国庫補助金の交付決定(支出負担行為)で債務負担を行うなど、複数年度にわたる施設整備計画を認めるよう見直しを求める。	令和5年度当初予算(案)等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱	厚生労働省	岩手県、仙台市、八王子市、川崎市、相模原市、長野県、大阪府、高槻市、高知県
181	仙台市、宮城県、蔵王町、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、北九州市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	10_運輸・交通	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の算定に係る地域区分の見直し	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金等の算定に扱う地域キロ当たり標準経常費用で用いられる東北ブロックの地域区分を宮城県単独へ見直すことを求める。 また、宮城県だけでなく他の地方公共団体においても、同様の支障が生じているため、地域の実情に応じた地域区分の見直しを求める。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第16条第1項に関連する別表6	国土交通省	滋賀県、兵庫県、松江市

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
195	岡山県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	道路メンテナンス事業補助制度における補助対象構造物の見直し	道路メンテナンス事業補助制度要綱に定義される「構造物」に該当しない、橋長2m以上かつ土被り1m以上の規模の溝橋(カルバート)についても、補助の対象とすること。	道路メンテナンス事業補助制度要綱 道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第4条の5の6 シェッド、大型カルバート等定期点検要領(平成31年2月国土交通省道路局) 溝橋(カルバート)の取り扱いについて(平成26年12月3日付け国土交通省道路局事務連絡)	国土交通省	茨城県、ひたちなか市、相模原市、浜松市、京都府、奈良市、鳥取県、高松市、福岡県、熊本市
206	延岡市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	子どものための教育・保育給付に係る運用の見直し(加算算定方法の見直し)	子どものための教育・保育給付に係る保育所等における処遇改善等加算 I (賃金改善要件分)の運用の見直し	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(令和2年7月30日付け(最終改正令和4年11月7日付け)内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	こども家庭庁、文部科学省	札幌市、旭川市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、和歌山市、徳島県、熊本市
221	茅ヶ崎市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	幼稚園等利用者が認可外保育施設等を併用する場合の施設利用料の無償化に係る制限の緩和	幼稚園が十分な水準の預かり保育(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間以上又は開所日200日以上)を提供しているか否かにかかわらず、幼稚園利用者が認可外保育施設等を併用する場合には、当該認可外保育施設等の利用料について無償化の対象とすること。	子ども・子育て支援法施行令第15条の6第2項第3号、子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項	こども家庭庁、文部科学省	船橋市、長野県、浜松市、枚方市、西宮市、大村市、熊本市

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (22件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由(今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
3	関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	11 その他	広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準等の明確化等	国に移譲を要請できる事務の範囲が広域連合の事務に密接に関連する国の事務に限定され、要請権を実質的に行使できないことから、要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準・手順等の明確化を求める。 あわせて、広域連合の長の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、移譲に同意するものとするの明確化を求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同法第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合の長は、国に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(同法第291条の2第4項)とされているが、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されている。 このため、要請権を行使しようとする広域連合側には、国から移譲を求めたい事務・権限に関連する一定の事務をあらかじめ構成団体から持ち寄ることに係る構成団体の合意形成、広域連合規約の変更(全構成団体議会の議決が必要)等の相当な負担が求められる一方で、要請を受けた国側については、要請を尊重して十分検討することが期待されるとするのみで、処理スキームは全く整備されておらず、要請を受け入れないと判断してもその理由を公表する義務もない。 このように、現行制度が「密接に関連する事務」に限定するのは、現実的かつ真摯な権限移譲要請の担保、要請受入後の実施体制整備といった趣旨とされるが、広域連合側の負担と要請後の実現可能性が全く不釣り合いであるため、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見い出せず、徒労に終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、実質的に行使に着手できない形骸化した制度となっている。	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項、第291条の2第4項	総務省	-	移譲を要請できる範囲の拡大を求める点については、過去の提案募集(平成26年提案募集管理番号66、平成28年提案募集管理番号235)において議論されたが、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)等には、本件に関する内容は記載されなかった。平成28年管理番号235の第1次回答において、総務省は「広域連合が国や都道府県に対して広域連合が処理することとするよう要請できる事務を、当該広域連合の処理する事務に「密接に関連するもの」に限ることとする規定は、①広域連合の制度が事務の受け入れ体制の整備を大きな目的の一つとして創設されたものであり、事務・事業の配分が着実に進んでいくことが強く望まれることから、広域連合が行う要請は現実的で真摯なものであるべきであり、また、仮に要請が受け入れられれば、速やかに実施できる体制が広域連合側に整えられていることが望まれること②広域連合による要請については当該広域連合を組織する地方公共団体が法律上関与し得ないことから、要請できる範囲を予測可能なものとしておくことが適当であると考えられることといった趣旨から設けられたものである。本件については、平成26年度も同様の提案があり、その後の関西広域連合からの意見聴取及び関係府省との協議を踏まえ、閣議決定に至らなかったものである。その後の事情変更も認められないことから、本提案については、既に検討済みであると認識している。」とされている。本件についてはその後情勢の変化や新たな支障事例等改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。 また、移譲を要請できる事務の基準・手順等の明確化を求める点については、平成7年6月15日付け自治行第51号自治省行政局行政課長通知にて要請の際の具体的な手順が一定程度示されていることを考慮すると制度改正の必要性や事務上の具体的な支障が明確に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
26	大府市	B 地方に対する規制緩和	05 教育・文化	教育委員会への社会教育主事の必置規定の見直し	社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の二の教育委員会事務局への社会教育主事の必置規定の緩和を求める。	【現行制度】 社会教育法第九条の二において、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を必ず置くことと規定されている。 【支障事例・制度改正の必要性】 地域にネットワークを持つ社会教育主事は、今後行政が施策を進める上でますます重要な存在と位置付けられてきている。社会教育の事務を首長部局に移管した自治体は多い。当市においても、他の行政分野と一体的に推進することでより充実した市民サービスを実現するため、地域活動の拠点である公民館をはじめ、以前教育委員会で行っていた社会教育の半分以上の事務を首長部局に移管し、教育委員会に社会教育主事を必置とすることの必要性が低くなっており、柔軟に人事配置ができないことが支障となっている。実際に当市では、社会教育主事の資格を有する職員9人の内必ず1名を教育委員会に主として配置する必要が生じている。また、社会教育主事は現状、各市町村で貴重な存在である中、社会教育主事の資格を有する職員全員を、首長部局を主として配置したいとすると、新たな職員に3年間の実務経験に加え40日間の社会教育主事講習へ派遣し資格を取得させる必要がある。限られた人員体制で、社会教育主事を増やすことは困難となってきているため、教育委員会へ必置とすることの見直しが必要である。 当市では、教育委員会が本庁舎、公民館は各地区にあり、事務所が離れているため、現在認められている教育委員会を主とする兼務体制では、本務以外で多岐にわたる社会教育主事の役割を全うすることが現実的に困難であり、支障の解決策につながらないと考えている。 また、令和4年に愛知県内近隣14自治体に対し本支障に関する照会を本市が行ったところ、2自治体で同様の支障が生じていた。 【支障の解決策】 市町村の判断により、社会教育主事を教育委員会事務局に置かず、首長部局に置けるよう、社会教育法9条の改定を求める。	社会教育法第9条の2	文部科学省	羽後町、岡山県、広島市、高松市、高知県	令和2年提案募集管理番号95から支障等の変化はなく、措置を実現する場合、政治的中立性の担保が焦点となり、これを覆すだけの支障が生じているとは見受けられない。また、提案団体の望む社会教育主事の首長部局での活用は、既に一定の要件のもと(教育委員会との併任)認められており、これを踏まえた上で、なお首長部局に社会教育主事を配置するだけの理由が不明確であるため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
30	大府市	B 地方に対する規制緩和	05 教育・文化	補欠の教育長の任期の見直し	地方教育行政の組織及び運営に関する法律が規定する第5条第1項ただし書が規定する補欠の教育長の残任期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるよう求める。	【現行制度】 現行の法律に補欠の教育長の残任期間の規定があり、任期の開始日を変更することができない。 任期の開始日を変更する場合は、現教育長の任期終了後、教育長をあえて一時不在にするしかない状況である。 【制度改正の必要性】 全国の市区において、教育長の任期開始日が4月1日ではない自治体は440(55%)あり、同様の課題を抱えている自治体は全国に多く存在している。 当市教育委員会においても、教育長の任期開始日は10月1日である。教育長の選任に当たっては、教育行政に関し識見を有する多様な人材から最もふさわしい者を任命するべきであるが、任期開始日次第では、候補者の選択肢が限定されてしまっている。 なお、教育長と同様に、議会の手続きを経て選任する教育委員、選挙管理委員、農業委員、公平委員及び固定資産評価審査委員会委員についても、補欠の者の任期は残任期間とすることが法律で定められてはいるが、これらの委員は非常勤特別職である。一方、平成27年4月から始まった新教育委員会制度においては、教育長は常勤特別職であり、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する重要な役割(会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者)を担うこととなり、残任期間の定めがない常勤特別職である副市長と同様に、計画性をもって職務を全うするためにも、3年間の任期が確保されている必要がある。また、新制度においては、個別に首長が教育長を議会の同意を得て任命するため、他の教育委員と任期を合わせる必要はなく、補欠の者の任期を残任期間とする必要性はなくなった。 また、教育長をあえて一時不在することは、各地方公共団体の教育行政に大きな支障を及ぼすと考えられる。 【支障の解決策】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が規定する第5条第1項ただし書が規定する補欠の教育長の残任期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるようにする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第五条	文部科学省	羽後町、浜松市、鳥根県、熊本市	支障として、現役の校長を教育長に任命する際の例を示しているが、教育長は校長の経験者である必要はないことから、制度改正の必要性や具体的な支障が明確に示されているとはいえないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由(今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
39	群馬県市町村総合事務組合、桐生市、太田市、沼田市、館林市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、東吾妻町、片品村、川場村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、桐生地域医療企業団、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、沼田市外二箇村清掃施設組合、太田市外三町広域清掃組合、群馬東部水道企業団	B_地方に対する規制緩和	11_その他	一部事務組合の構成団体の名称を変更するための規約変更に係る関係地方公共団体議会の議決要件の廃止	一部事務組合の規約の変更に関して、一部事務組合の構成団体の名称が変更される場合における地方自治法第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係る規約の変更について、関係地方公共団体の議会の議決を不要とするよう要件の見直しを求める。	【現行制度について】 一部事務組合の規約を変更しようとする場合には、原則として関係地方公共団体の協議について当該関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことが規定されている。 【支障事例・制度改正の必要性】 町の市制移行や一部事務組合の名称変更などであって市町村合併や一部事務組合の統合を伴わないものについては、単にその地方公共団体の名称が変更されるのみで、団体としての同一性は維持されていることから、これらの事情は共同処理に影響を及ぼすおそれはないが、現行制度では、このような場合における規約の変更であっても全構成団体の議会の議決を要することになる。 特に一部事務組合の名称変更については、この名称変更に係る当該一部事務組合の構成団体の議会の議決も必要となること、当該議決から当該名称変更日までに時間的余裕がない場合も多く、当該名称変更に伴う規約の変更の手続の中でも、開催時期がある程度決まっている構成団体の議会の議決を得ることが大きな事務負担となっている。 当組合は61団体で構成されており、規約変更の際には、この61団体全ての団体の議会の議決が必要となる(本組合のように数十団体(あるいは100を超える団体)で構成されている一部事務組合は、全国的に存在する。) 【支障の解決策】 上記支障事例のような当然に規約変更を行うこととなる場合において、規約の変更に当たり構成団体の議会の議決を不要とすることで、規約の変更の手続が簡略化・効率化され、構成団体の議会の開催時期にかかわらず手続を進めることができ、大幅に関係地方公共団体の事務負担が改善されると考える。	地方自治法第286条第1項及び第290条	総務省	宮城県、埼玉県、新潟県市町村総合事務組合、山梨県市町村総合事務組合	平成29年提案募集管理番号109において本提案と同様の議論があったが、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)には、本件に関する内容は記載されなかった。この際に、総務省から、「一部事務組合の規約は、その組織及び運営の根本原則であって、その内容は構成団体を拘束して構成団体の権能に影響を及ぼし、共同処理するものとされた事務は、規約に定められた構成団体の権能から除外される。このため、構成団体の名称の変更に伴う規約の変更であっても、関係地方公共団体の議会の議決の対象から一律に外すことは適当でない。」、また、「地方公共団体の議会の議決事項については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、当該議会において軽易な事項として判断しその議決により指定した場合には、専決処分の対象として差し支えなく、一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の議会の議決も指定可能なものであり、それぞれの地方公共団体においてご判断いただくべき事項と考えている。」との回答があったところ。 本提案では、情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
40	群馬県市町村総合事務組合、桐生市、太田市、沼田市、館林市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、東吾妻町、片品村、川場村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、静岡県、桐生地域医療企業団、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、沼田市外二箇村清掃施設組合、太田市外三町広域清掃組合、群馬東部水道企業団	B_地方に対する規制緩和	11_その他	一部事務組合の構成団体が解散又は消滅する場合の規約変更に係る関係地方公共団体議会の議決要件の廃止	一部事務組合の規約の変更に関して、一部事務組合の構成団体が消滅又は解散する場合における地方自治法第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係る規約の変更について、関係地方公共団体の議会の議決を不要とするよう要件の見直しを求める。	【現行制度について】 一部事務組合の規約を変更しようとする場合には、原則として関係地方公共団体の協議について当該関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことが規定されている。 【支障事例・制度改正の必要性】 市町村合併により市町村が消滅する場合であって合併後の市町村が共同処理に加入しない場合や、一部事務組合が解散する場合には、当該消滅又は解散する構成団体は存在しなくなるのであるから、当然に規約を変更する必要がある。 その変更内容は「構成団体から、〇〇(団体名)を削除する。」という軽微な内容であるにもかかわらず、現行制度では、このような場合における規約の変更であっても全構成団体の議会の議決を要することになる。 当組合は61団体で構成されており、規約変更の際には、この61団体全ての団体の議会の議決が必要となる(本組合のように数十団体(あるいは100を超える団体)で構成されている一部事務組合は、全国的に存在する。) 【支障の解決策】 上記支障事例のような当然に規約変更を行うこととなる場合において、規約の変更に当たり構成団体の議会の議決を不要とすることで、規約の変更の手続が簡略化・効率化され、構成団体の議会の開催時期にかかわらず手続を進めることができ、大幅に関係地方公共団体の事務負担が改善されると考える。	地方自治法第286条第1項及び第290条	総務省	埼玉県、新潟県市町村総合事務組合、山梨県市町村総合事務組合	平成29年提案募集管理番号109において本提案と類似の議論があったが、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)には、本件に関する内容は記載されなかった。この際に、総務省から、「一部事務組合の規約は、その組織及び運営の根本原則であって、その内容は構成団体を拘束して構成団体の権能に影響を及ぼし、共同処理するものとされた事務は、規約に定められた構成団体の権能から除外される。このため、構成団体の名称の変更に伴う規約の変更であっても、関係地方公共団体の議会の議決の対象から一律に外すことは適当でない。」、また、「地方公共団体の議会の議決事項については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、当該議会において軽易な事項として判断しその議決により指定した場合には、専決処分の対象として差し支えなく、一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の議会の議決も指定可能なものであり、それぞれの地方公共団体においてご判断いただくべき事項と考えている。」との回答があったところ。 本提案では、情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
41	群馬県市町村総合事務組合、桐生市、太田市、沼田市、館林市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、東吾妻町、片品村、川場村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、桐生地域医療企業団、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、沼田市外二箇村清掃施設組合、太田市外三町広域清掃組合	B_地方に対する規制緩和	11_その他	複合的一部事務組合の構成団体が一部の共同処理事務のみをとりやめようとする場合の規約変更に係る関係地方公共団体議会の議決要件の廃止等	複合的一部事務組合の規約の変更に関して、当該一部事務組合の構成団体が一部の事務のみ共同処理をとりやめようとする場合における当該事項のみに係る規約の変更について、関係地方公共団体の議会の議決を不要とするなど要件の見直しを求める。	【現行制度について】 一部事務組合の規約を変更しようとする場合には、原則として関係地方公共団体の協議について当該関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことが規定されている。 【支障事例・制度改正の必要性】 複合的一部事務組合において2以上の事務を共同処理している構成団体がこれらの事務のうちの一部の事務の共同処理をとりやめようとする場合は、一部事務組合から脱退しようとする場合と異なり、地方自治法第286条の2第1項の規定による脱退(以下「予告脱退」という。)のような制度がないため、必ず通常の規約の変更の手続によらなければならないので、1つでも構成団体の議会の議決を得られなければ共同処理事務のとりやめが認められない。 このような状況は、共同処理をとりやめようとする事務以外の事務については引き続き共同処理を希望する構成団体とその他の構成団体との間の関係性に支障をきたすおそれがあり、また、平成24年の地方自治法の改正により予告脱退の制度が導入された趣旨(一部事務組合からの脱退手続の簡素化・弾力化)にも沿わないものと考えられる。 【支障の解決策】 上記支障事例のような場合において、規約の変更に当たり構成団体の議会の議決を不要とすること又は一部の事務の共同処理をとりやめようする場合にも予告脱退と同趣旨の規定を設けることによって、より柔軟な対応が可能となり、支障事例の解決が図られるものとする。	地方自治法第286条第1項、第286条の2第1項及び第2項並びに第290条	総務省	埼玉県、新潟県市町村総合事務組合	平成29年提案募集管理番号109において本提案と類似の議論があったが、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)には、本件に関する内容は記載されなかった。この際に、総務省から、「一部事務組合の規約は、その組織及び運営の根本原則であって、その内容は構成団体を拘束して構成団体の権能に影響を及ぼし、共同処理するものとされた事務は、規約に定められた構成団体の権能から除外される。このため、構成団体の名称の変更に伴う規約の変更であっても、関係地方公共団体の議会の議決の対象から一律に外すことは適当でない。」、また、「地方公共団体の議会の議決事項については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、当該議会において軽易な事項として判断しその議決により指定した場合には、専決処分の対象として差し支えなく、一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の議会の議決も指定可能なものであり、それぞれの地方公共団体においてご判断いただくべき事項と考えている。」との回答があったところ。 本提案では、情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。



管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由(今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
43	大阪府、福島県、神奈川県、兵庫県、和歌山県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	07 産業振興	共済事業認可業務手続きに係る保険商品等の内容の妥当性の担保	中小企業等協同組合法(以下「法」という。)第9条の6の2により都道府県が行う共済規程の認可における共済事業及びその商品の妥当性の審査は、全国での公平性及び消費者保護の観点から、専門知識を有する国において判断することが望ましいと考える。 ただし、引き続き都道府県において事務を行う場合は、国において審査の基準となるマニュアルやガイドライン等を整備するとともに、適切な審査を行えるよう意見照会制度を創設されたい。	法の規定に基づき認可した事業協同組合のうち、法第9条の2第7項(中小企業団体の組織に関する法律において準用される同条項含む)に基づく共済事業を実施しようとする組合もしくは既に実施している組合が、共済規程の新規作成もしくは変更を行う際、行政庁の認可を受ける必要があるが、法上、そのほとんどを都道府県が担うこととされている。 認可に係る審査項目となっている共済事業の内容については、その大部分が保険業法に基づくものであるが、当府には保険業法に係る審査等のノウハウが乏しいのが実情である。 保険業法に精通していない所管行政庁が共済事業について適切に審査を行うことは非常に困難であり、多くの時間を要するが、その分組合にとっても事業開始時期が遅れることになる。共済事業は組合の収支に多大な影響を及ぼすため、適正に審査を行うことが必要である。	中小企業等協同組合法第9条の2第7項、第9条の6の2	金融庁、経済産業省	長野県、山口県	本提案は、①中小企業等協同組合法に基づき都道府県が行っている共済規程の認可に係る審査のうち、共済事業やその商品の妥当性などの実質的な審査については国において行うこと、②国への意見照会制度の創設又はそれと同等の効果が確約される審査マニュアル等の整備を求める提案である。 ①については、地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当しないため、対象外として整理する。 ②については、当該認可は自治事務であり都道府県の判断に基づいて行われるべきものであるため、求める措置が実現することで、かえって地方への規制強化となる面がある。また、中小企業等協同組合法による共済事業の監督に当たっては、既に共済事業向けの監督指針が策定されているところ、中小企業等協同組合法による共済規程の認可に係る審査手続について、国への意見照会制度の創設又は更に審査マニュアル等の整備を求める必要性や支障が具体的に示されているとは言えない。したがって、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
46	大阪府、福島県、京都府、堺市、兵庫県、奈良県、和歌山県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	町村における生活保護費の資金前渡(窓口交付)に係る法規定又は資金前渡手法の整備	生活保護法第19条第7項第3号に基づく町村における生活保護費の交付(いわゆる窓口払い)に関し、都道府県から町村に生活保護費を手渡す方法として資金前渡の方法が採られているが、町村において生活保護費の紛失等が発生しても町村長個人が責任を負うことがないように、法規定又は資金手渡し手法の整備を行うこと。 (例①:地方自治法施行令第161条を改正し、執行機関としての町村長に対しても資金前渡を行える規定を新設する。例②:資金前渡職員としての町村長個人の責務を、町村における口座からの出金までとし、出金以後の保管等は町村の責務とするなど、個人としての町村長の責務を最小化する手法を考案し、自治体に対して明示する。) あるいは、一次的には町村が紛失した生活保護費を公金で賠償し、町村長への求償は別途当該町村が二次的に判断する手法を整えること。	福祉事務所を設置しない町村の長が、都道府県の福祉事務所長から求められた場合、被保護者に対して生活保護費(保護金品)を交付することは、執行機関としての町村長に委託された事務(すなわち町村の事務)とされている。そして、都道府県の福祉事務所から町村への生活保護費の受け渡し方法として、資金前渡の方法が採られている(地方自治法施行令第161条第3項に基づき、都道府県の福祉事務所長が、町村長を予め資金前渡職員に指定した上で、資金前渡を行う。) しかし、地方自治法施行令において、資金前渡職員は、執行機関としての町村長ではなく、個人としての町村長であるとされているため、町村において生活保護費の紛失等が発生した場合には、その賠償責任や職務上の責任を町村長個人が負うことになってしまい、町村の協力を得ることが難しくなるおそれがある。 窓口払い縮減の方針ではあるものの、一定窓口対応せざるを得ない場合もあり、町村の協力を得ることが難しくなれば、被保護者が最寄りの町村役場で生活保護費を受け取る窓口払いが機能しなくなり、被保護者が不利益を被ることとなる。	生活保護法第19条第7項第3号 地方自治法施行令第161条第3項	厚生労働省	宮城県、高知県	関係省庁に法解釈等について確認を行った結果は下記のとおりであり、都道府県や市、福祉事務所設置町村と福祉事務所を設置していない責任主体を比較した際に明確な相違は見られず、制度改正の必要性や具体的な支障が明確に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。 ①生活保護法第19条第7項に基づき、保護の実施機関等からの求めに応じて、町村長は保護金品の交付を行うものとするということとされているが、これは、執行機関としての町村長が担う事務であり、前渡資金にかかる出納、保管等の実際経理事務を当該町村の職員をして行わせることを妨げるものではないこと。 ②また、地方自治法第243条の2の2に規定されているとおり、保管に係る現金等を亡失した場合に賠償責任を負う者には会計管理者や支出等の事務を直接補助する職員も含まれることから、事案の内容に応じて、実際に前渡しを行った者についても賠償責任が及ぶことになり、すべからず町村長が個人的に賠償責任を負うわけではないこと。
52	東浦町	B 地方に対する規制緩和	11 その他	随意契約ができる金額の見直し	随意契約によることのできる予定価格について、契約の種類が「工事又は製造の請負」である場合の上限金額を引き上げる規制緩和	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める、いわゆる「少額随意契約」については、「金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害する」を鑑みたものである。しかし、その契約の種類及び額を規定する別表第5において定める限度額は昭和57年10月の第37次改正法の施行時から改正されておらず、特に別表5中「工事又は製造の請負」の限度額については、建設工事費の状況(75.9(1982年度)→100.0(2015年度)→113.2(2021年度(暫定))【出典】建設工事費デフレーター:建設総合(国土交通省))や消費税の導入経過(平成元:3%→平成9:5%→平成26:8%→令和元:10%)等から、改正法施行当時の水準から大きく乖離している。 今後、技能労働者の高齢化・担い手不足から働き手確保に向けて労務単価が上昇し、競争入札に係る事務量が增大することが見込まれることから、随意契約の限度額を少なくとも改正施行当時と同程度の水準に引き上げることが適正である。 また、限度額が都道府県と市町村とで相違すること(「工事又は製造の請負」は都道府県250万円、市町村130万円)について、競争入札に付する手間は自治体の規模や契約金額に関わらず同等である上、対象事業者は当該地域において概ね同じであることから、金額差を設ける必要性はない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、別表第5	総務省	松本市、浜松市、名古屋市長古屋市、安来市、倉敷市、五島市、熊本市	本提案と同様の提案である平成30年提案募集管理番号199の関係府省からの2次回答などにおいては、「現行規定による随意契約が可能な契約の種類及び金額の範囲(以下「少額随意契約」という。))は、国の少額随意契約の要件や地方公共団体の財政規模等を勘案して定められていることから、国の少額随意契約の要件との均衡を図る必要がある」とされているところ、現時点において、国における少額随意契約の要件の見直しの動きは見られない。近年の物価の変動はあるものの、実際に物価の変動等により一般競争入札を行う契約が増加することで地方公共団体の契約事務の事務量も増加しているとの支障事例は示されておらず、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
63	伊勢崎市、群馬県、太田市、沼田市、洪川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、甘楽町、中之条町、片品村、みなかみ町、玉村町、大泉町	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	高額障害福祉サービス等給付費等の見直し	高額障害福祉サービス等給付費等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2に規定される高額障害福祉サービス等給付費並びに児童福祉法第21条の5の12に規定される高額障害児通所給付費及び同法24条の6に規定される高額障害児入所給付費)において、その併給調整対象から介護保険法第51条の2に規定される高額医療合算介護サービス費及び同法第61条の2に規定される高額医療合算介護予防サービス費を除外することを求める。	高額障害福祉サービス等給付費等の支給事務において、高額医療合算介護(予防)サービス費が併給調整の対象となっているため、高額障害福祉サービス等給付費等の支給対象となるサービス利用月から長期間が経過してから同給付費を支給することとなり、受給対象者はその支給を待つ間、一時的であっても経済的負担を強いられ、その期間は長期に渡っている。 さらに、支給に時間を要していることから、受給者が死亡し相続人が見つからないなど、支給が困難となるケースが生じている。 また、高額医療合算介護(予防)サービス費等の支給を待たずに高額障害福祉サービス等給付費を支給することは可能であるが、支給後に返還請求を行うケースが生じる。その場合、受給者へ返還に係る説明を行うこととなるが、制度が複雑であることに加え、サービスの利用や高額障害福祉サービス等給付費等の支給から長期間が経過した後には返還を求めることとなるため、対象者から理解を得ることが困難である。 高額障害福祉サービス等給付費等における高額医療合算介護(予防)サービス費との併給調整については、制度が複雑かつ調整の対象となる受給者が少数であるため、システム開発は費用対効果が期待できず手作業での事務となっていること、並びに給付費の算定や返還に関する事務が煩雑であることにより、事務コストが膨大である。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の4第2項及び第43条の5第6項第2号並びに児童福祉法施行令第25条の5第1項第5号及び第27条の4第1項	こども家庭庁、厚生労働省	旭川市、苫小牧市、横浜市、川崎市、長野県、兵庫県、笠岡市、大村市、熊本市	提案団体からは、受給者に一時的な経済的負担が生じること、受給者に対する返還請求に係る事務が煩雑であること等が支障事例として示されているが、部局間での代理受領による対応が可能であること等に鑑みると、高額障害福祉サービス等給付費の併給調整対象から高額医療合算介護(予防)サービス費を除外するよう求めるに足る制度改正の必要性が具体的に示されているとは言えないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由(今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
66	秋田県、能代市、由利本荘市、潟上市、大仙市、八郎潟町、羽後町、東成瀬村	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	児童福祉に係る基準省令の早期公布	各種福祉関係施設の人員、設備等の基準を定めている「基準省令」について、地方自治の本旨である住民自治(地方議会における審議、住民参画等)の重要性に鑑み、早期に公布していただきたい。	児童福祉施設等の基準は、法律で規定されているもののほか、基準省令に規定される。「基準省令」は条例への委任規定があり、地域に合わせて設定できるようになっている。このため、県では十分な時間をかけ、関係機関や団体、県民と検討を重ねる必要がある。しかし、今回は「基準省令」の公布から県の議案提出まで約1か月程度の期間であり、十分な検討・審査の上、条例に反映するための時間が確保できていない。パブリックコメントや事業者への周知などに十分な期間を確保できず、県民の意見の反映や、事業者等が事業を検討する機会を失っている。さらに、公布された省令に誤りがあり、施行日(令和5年4月1日)直前の3月になってからその内容が改められることとなったが、官報への正誤の掲載が議会開会中に間に合わず、議案を取り下げ、議会閉会後に知事の専決処分をすることとなり、地方議会における十分な審議ができていない。また、条例の公布時期が遅れたことで、事業者等への十分な周知期間を確保できなかった。これら議会対応方針及び修正内容の検討、その他基準省令の誤りへの対応に膨大な作業時間が発生し、関係職員は長時間労働を余儀なくされ、働き方改革の観点からも大きな支障が生じた。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	旭川市、いわき市、千葉市、川崎市、新潟市、長野県、京都府、大阪府、兵庫県、高知県、熊本県、宮崎県、沖縄県	本提案は基準省令の改正がある際に早期公布を求めるものである。今回支障に挙げられた基準省令「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」は、定期的に改正が行われるものではなく、当面、求める措置の必要性を見出し難いことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
73	市貝町	B 地方に対する規制緩和	02 農業・農地	農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置に係る是正について	農業委員会内の農地利用最適化推進委員の設置を市町村の判断で行えるようにすること。	平成27年度の農業委員会法の改正により、農業委員に加えて農地利用最適化推進委員の設置が義務付けられた。改正前は17人の農業委員で活動を行っていたが、改正後は12人の農業委員と13人の農地利用最適化推進委員を設置。農業委員は農地法等の許認可業務を行い、農地利用最適化推進委員は現場活動を行うこととされているが、総員の増加および2つの委員を設置したことにより、農業委員が許認可や審議をするにあたり、農地利用最適化推進委員に判断を求めなければ、審議ができない一方、農地利用最適化推進委員だけでは現場活動の手が回らないため農業委員も従来どおりの現場活動を実施している。このことから、2つの委員の活動内容には大差がなく、農業委員会としては、2つの委員を設置し運用することが負担となっている。	農業委員会等に関する法律第17～25条	農林水産省	宮城県、高松市、熊本市	規制改革推進計画(令和3年6月18日閣議決定)において、「農林水産省は、農地利用の最適化の推進に向けた農業委員会(農業委員、推進委員)と市町村・農地中間管理機構等関係機関との役割・責任分担及び連携の在り方に関するガイドラインを発出し、周知徹底する。」とされるなど、政府として農業委員と農地利用最適化推進委員の役割を明確化しながら農地利用最適化推進委員の活動を通じた農地利用の最適化推進に取り組んでいることを踏まえると、本提案は制度改正の必要性や事務上の具体的な支障が明確に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
116	茂木町	B 地方に対する規制緩和	02 農業・農地	農業委員化している農地利用最適化推進委員の設置については、市町村の判断で行えるようにすること	農業委員化している農地利用最適化推進委員の設置については、市町村の判断で行えるようにすること。	平成27年の農業委員会法の改正により、農業委員に加えて農地利用最適化推進委員も設置することが義務付けられた。改正前は18人の農業委員で活動を行っていたが、改正後は10人の農業委員と12人の農地利用最適化推進委員を設置した。しかし、4名が農地利用最適化推進委員として増員となった以外は、前任として農業委員を務めていた者が、農地利用最適化推進委員に代わっただけであった。改正法の中で、農業委員は農地法等の許認可業務を行い、農地利用最適化推進委員は現場活動を行うこととされているが、総員が変わらない中で、2つの委員を設置したことにより、農地利用最適化推進委員だけでは現場活動に手が回らず、農業委員も従来通り現場活動を実施している現状となっている。許認可に係る現地調査は農地利用最適化推進委員だけでは対応できず、農業委員も加わり2名体制で行っている。農地パトロールも同様の状況である。このように活動内容に差がないにもかかわらず、小さな市町村の農業委員会においては、議決権の有無によって立場に差がつくことが、人間関係の溝を生じ、議事運営などに悪影響を及ぼし、円滑な事務局運営の支障となっている。すでに、農地利用最適化推進委員からは、2つの委員を設置し運用することで立場に差が出てしまったことによる、不満の声がある。この状況は、将来、農業委員や農地利用最適化推進委員の確保を困難にし、担い手不足に拍車をかけるものと危惧している。	農業委員会等に関する法律第17～25条	農林水産省	宮城県、高松市、熊本市	規制改革推進計画(令和3年6月18日閣議決定)において、「農林水産省は、農地利用の最適化の推進に向けた農業委員会(農業委員、推進委員)と市町村・農地中間管理機構等関係機関との役割・責任分担及び連携の在り方に関するガイドラインを発出し、周知徹底する。」とされるなど、政府として農業委員と農地利用最適化推進委員の役割を明確化しながら農地利用最適化推進委員の活動を通じた農地利用の最適化推進に取り組んでいることを踏まえると、本提案は制度改正の必要性や事務上の具体的な支障が明確に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
135	名古屋市	A 権限移譲	03 医療・福祉	地域医療介護総合確保基金について、指定都市において設置ができるようにすること(指定都市において設置ができるようにすること。また、必要に応じて法定の医療計画を指定都市でも定められるようにすること)	地域医療介護総合確保基金について、指定都市において設置ができるようにすること(指定都市において、主体的に施策を推進できるよう、都道府県からの税源配分を伴う形での指定都市における基金の設置)。また、将来的には都道府県が定めることとなっている地域医療構想を含む医療計画についても、地域の実情を把握し、医療政策の実績を有している指定都市が直接的に関わることで、必要に応じて法定の医療計画を指定都市でも定められるようにすること。	医療介護総合確保促進法に基づく令和4年度愛知県事業計画では、基金を財源として、2025年に向けた医療・介護のサービス提供体制の改革を推進するため、医療分として医療従事者の確保に関する事業を中心に28.1億、介護分として75.3億を活用し事業が実施されている。これは県域としての課題解決を図るものであるが、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築といった本市が抱える将来的な課題解決のための事業には基金が活用できておらず、特に医療分野でのさらなる基金の活用が必要である。地域住民に直結する基礎自治体である市町村の取り組み等を積極的に県計画に取り入れていくことが、地域医療構想の達成には不可欠であると考え。 ※愛知県医療介護総合確保基金 令和4年度達成額 10,335,574千円 (医療分2,809,443千円、介護分7,526,131千円) 基金残高(R5/3/30現在)28,141,862,254円	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条、医療法第30条の4	厚生労働省	札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、広島市、高知県、熊本市	医療計画の策定権限等の移譲については、平成26年提案募集管理番号660及び678において議論があったが、全国知事会、全国市長会・全国町村会から合意が得られず、厚生労働省からも「医療計画の策定事務等については、引き続き、都道府県において実施すべきである。」とされた。地域医療介護総合確保基金の計画策定権限移譲については、平成28年提案募集管理番号147において議論があったが、全国知事会、全国市長会・全国町村会から合意が得られず、厚生労働省からも「地域医療介護総合確保基金については、都道府県全体として医療計画と整合性のある医療提供体制を整備するために、広域的な観点から都道府県計画を策定する必要がある。」とされた。その後、医療計画については、平成27年、平成28年にも同様の提案が提出され、地域医療介護総合確保基金については、平成29年、平成30年に同様の提案が提出されたが、どちらも新たな情勢変化等がなく、全国知事会等の合意も得られていないため「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」とされた。本提案についても、提案団体において改めて議論すべき論点が示されたとは言えず、現時点において、厚生労働省における医療計画及び地域医療介護総合確保基金の権限見直しの動きも見られないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由(今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
136	名古屋市	A 権限移譲	05_教育・文化	特別免許状の授与権者について、都道府県の教育委員会から指定都市教育委員会に権限移譲すること	特別免許状の授与権者について、都道府県の教育委員会から指定都市教育委員会に権限移譲する	市教育委員会は、特別免許状を授与する権限がないため、優れた知識経験等を有する社会人を任用したい場合に、県教育委員会に申請し認めてもらう必要がある。このことにより、優秀な人材を確保したいときに適切なタイミングで免許状を授与することができない。特別免許状を授与する権限がないため、指定都市教育委員会が免許状を授与したいと考える優秀な人材だと認めたとしても、県教育委員会における優秀な人材の捉え方が異なる場合、その者に対して実際に免許状を授与できない場合がある。各自治体の固有のニーズを捉えた人材確保及び深刻化する教員不足の根本的な解決のため、自治体内でのみ効力を有する特別免許の授与に係る事務の権限移譲は必要不可欠である。柔軟な特別免許の授与の実施にあたっては、構造改革特別区域法第19条の規定や自治体間での調整ではなく、権限移譲により各自治体で主体的に授与の基準を設定する必要があると考える。令和5年第5回経済財政諮問会議においても「特別免許制度・特別非常勤講師の活用促進等による、企業人等の教員としての活躍推進を通じ、教員の担い手確保に向けた取組を加速すべき。」との意見が出されており、教員人材確保は教育の分野にとどまらず国全体における大きな課題となっており、特別免許状の活用促進に向けた権限移譲はその解決の一助となると考える。	教育職員免許法第4条及び第5条	文部科学省	さいたま市、川崎市、相模原市、大阪市、熊本市	平成28年提案募集管理番号56fにおいても示されているとおり、現行制度上においても構造改革特区制度の活用により、示されている支障事例については解消されることが見込まれることから、制度改正の必要性や具体的な支障が明確に示されているとはいえず、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
138	広島県、宮城県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	11_その他	一斉調査(調査・照会)システムによる国から地方公共団体への通知方法の見直し	一斉調査システムによって国から都道府県・市区町村に直接発出される通知については、別途都道府県から市区町村へ通知することは不要であることを明示するよう求める。また、都道府県から市区町村への通知が必要とされる通知については、原則として、一斉調査システムを使用せずに、国から都道府県へ個別にメール等で通知する方法に改めることを求める。	国からの各種通知において、一斉調査システムを通して都道府県及び市区町村に一斉に通知が届いた後、別途国から都道府県に市区町村への通知依頼がメール(鑑文がPDFにより添付されているもの)により届き、その鑑文の中で改めて市区町村への通知を依頼されることがある。国からの各種通知において、都道府県内の市区町村及び市区町村議会への通知を必要とする内容が含まれると、システム上既に市区町村に届いているにもかかわらず、都道府県で改めて同内容の市区町村に対する通知を作成・起案・施行(合計30分程)することとなる。	—	総務省	青森県、岩手県、神奈川県、三重県、島根県、高知県	本提案は、一斉調査システムにより総務省から都道府県及び市区町村に届く通知について、別途都道府県から市区町村への通知が必要な場合と不要な場合とに分けて、見直しを求めるものであるが、都道府県から市区町村へ通知が必要な場合については、現在も総務省から都道府県へ別途依頼メールが届いているため、市区町村への通知文を作成し送付する作業自体は変わらず、求める措置の実現により提案団体の事務負担が軽減されるか不明確であり、制度改正の必要性や効果等が具体的に示されているとは言えない。したがって、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
154	岡山市	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	義務教育における「都道府県教育委員会の指導、助言及び援助」の規定並びに関係条文の対象からの指定都市の除外	市町村は、小学校及び中学校の設置義務を有している。加えて、指定都市は、学級編制基準・教職員定数・教職員の任免・給与の決定等の事務を執行しており、義務教育の実施に係る権限及び組織体制等は都道府県と同等である。よって、義務教育においては、事務の適正な処理を図るための指定都市への必要な指導・助言・援助等について、道府県教育委員会ではなく、文部科学大臣によるものが適当であることから、「都道府県委員会の指導、助言及び援助」の規定及び関係条文の対象から指定都市を除外すべきである。	当市は独自の目標・指標を定めているにもかかわらず、県が各種計画等において、当市の数値を含んだ目標・指標を設定したことにより、市民にとってダブルスタンダードとなっている。なお、当市の数値を含んだ目標・指標を設定していることについて、県知事からは、地教法第48条を根拠とする旨の発言があった。上記のことから、次のような不要な調整業務が発生している。 ①学力や問題行動等に関する全国調査結果の公表時に、市民の誤解を招かないよう、「当市分は除く」ことを明記するなど、当市から県に要請する必要があるが生じている。 ②県が実施する調査について、調査の法的根拠などを毎回確認する必要があるが生じている。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十八条、第五十一条、第五十三条、第五十四条、第五十五条の二	文部科学省	宮城県、千葉市、川崎市、浜松市、熊本市	本提案の事例については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条4項に基づいて、市町村長(又は教育委員会)は文部科学大臣に対し、教育に関する事務の処理について必要な助言、援助を求めることができることとされており(自治法第245条の4第3項でも、担任する事務の管理及び執行について、市町村長から所管大臣に技術的な助言等を求めることが可能)、必要に応じて、現行法上、文部科学大臣による助言等を得ることが可能である。また、都道府県教育委員会による指導・助言及び援助は教育行政の向上・改善等を期して行われるものであることに加え、非権力的な関与にとどまることから、指定都市の側では、これに従うべき義務は生じず、主体的な事務執行が害されることはない。したがって、今回示された支障をもって、都道府県教育委員会の指導、助言、援助対象から指定都市のみをあえて除外するまでには至らないものと考えられるため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
162	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、大洲市、四国中央市、久万高原町、鬼北町、愛南町、高知県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	社会福祉施設等施設整備事業の採択に係る審査において国と都道府県との協議の場を設けること	社会福祉施設等施設整備事業における国と都道府県との協議の場を設ける。	厚生労働省から社会福祉施設等施設整備費補助金交付内示があったが、都市部に偏った状況となっており、また、各都道府県に対して明確な理由が提示されることなく、不採択とされた。各都道府県では協議段階で予算措置が前提とされており、不採択とされた場合、予算編成に係る業務が徒労に終わるのみならず、知事や財政当局、要望団体等に対して不採択理由等の説明を行うなど、大きな負担が生じているうえ、採択方針や不採択理由が示されないため、説明にも窮している状況にある。整備施設の協議の際には、書類審査だけではなく、本省や各支局において、各都道府県に対してヒアリングを実施するなど、「オープンな協議の場」を設けていただき、各都道府県の現場の声を踏まえて採択を行うことを検討されたい。 【参考】 令和5年2月28日、令和4年度の社会福祉施設等施設整備費補助金(一般整備分)の二次内示について記者発表があり、全都道府県で41箇所、1,397,287千円の内示があったことが公表された。採択の内訳では、中国、四国、九州地方の中で採択されたのは岡山県1件のみであった一方、人口の多い東京都は7件、茨城県は5件、愛知県は5件であるなど、一部の都道府県に大きく偏った採択状況であった。	—	厚生労働省	岩手県、仙台市、高槻市、兵庫県、徳島県、高知県、宮城県	制度改正の必要性や具体的な支障が明確に示されておらず、また、「協議の場」を設けることで示されている支障が解決するかが不明確であるため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
175	長野県、須坂市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	保育室に全国画一的な面積基準を課している保育室の居室面積の「従うべき基準」の「参酌すべき基準」への見直し	保育室に全国画一的な面積基準を課している保育室の居室面積の「従うべき基準」の「参酌すべき基準」への見直し	県内市町村によっては、保育所入所を希望する保護者が多く、既存の施設の居室面積では入所を希望する全ての児童を受け入れることが困難な状況が生じている	こども・子育て支援法、費用の額の算定に関する基準等(平成27年3月31日内閣府告示)第32条など	こども家庭庁	旭川市、横浜市、相模原市、長野県、大阪市、熊本市	令和2年管理番号15「保育室等の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更」において議論され、「令和2年の地方からの提案等に対する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)」のもと、「新子育て安心プラン」(令和2年12月21日公表)が取りまとめられた。この新子育て安心プランは、令和3年度から令和6年度末までの4年間の取組であり、現在も取り組まれている施策である。 本提案は情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が見いだせないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
176	長野県	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	公有地の拡大の推進に関する法律(以下「公拡法」という。)第5条第1項の地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出の対象となる土地の追加	公有地の拡大の推進に関する法律(以下「公拡法」という。)第5条第1項の地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出の対象となる土地に、地域再生法第5条第2項第1号に定める地域再生計画の区域を追加することを求める。	現行制度では都市計画区域外が申出の対象とならないことから、次のような支障が生じており、結果的に公有地の取得に遅れが出ている。 ①都市計画区域を持たない市町村や合併した市町村の区域において、市町村が道の駅や診療所を設置しようとする場合、これらの事業の地権者は当該申出をすることができないことから、これらの事業に協力しても、公拡法に基づいて都市計画区域内の地権者が受けられる税制上の特例を受けることができない。 ②都市計画区域でない区域における公有地取得の交渉において、金額面で折り合わないときは、土地収用法第20条の事業の認定を受けることによる税制上の特例を活用することになるが、事業認定の申請には、作成する書類が多いこと、手数料がかかること、認定に一定の時間を要すること等、市町村の負担が大きい。また、事業の認定を行う都道府県においても、認定事務は現地調査の実施、認定内容の公告が必要となるなど事務量が大きく、負担が大きい。 地域再生法第5条第2項第1号に定める地域再生計画の区域を追加すれば、都市計画区域外においても申出の対象とすることができることから、これらの支障は解決するものと考えられる。	公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項	内閣府、国土交通省	茨城県	本提案は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出の対象となる土地に地域再生計画の区域を追加することを求めるものであるが、地域再生計画の区域は地方公共団体が任意に設定することが可能であり、当該計画を作成する地方公共団体の全域を区域とするものが大多数である。したがって、求める措置を実現した場合には、買取り希望の申出の対象となる土地の区域を実質的に無制限に拡大することが可能となり、同法において買取り希望の申出の対象となる土地の区域に一定の限定を設けている趣旨を没却することとなると考えられるが、そうした制度改正を求めるに足る制度改正の必要性や事務上の具体的な支障が明確に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由(今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
177	福岡県、宮城県、福島県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	宗教法人法への暴力団排除規定の追加	<p>宗教法人から暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。(以下同じ。))を排除することができるよう、宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の追加を行うこと。</p> <p>【改正案1】 宗教法人の欠格事由として (1) 役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの (2) 暴力団員等がその事業活動を支配するものを規定すること。(※「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条と同内容)</p> <p>【改正案2】 (1) 宗教法人法第22条の役員欠格事由に「暴力団員等」を追加すること (2) 宗教法人法第81条の解散命令事由に「暴力団員等がその事業活動を支配するもの」を追加すること</p>	<p>【現状】 法定受託事務として、各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。暴力団員等が実質的に支配する宗教団体には、適切な法人運営を期待することは困難であるが、宗教法人法には、法人設立の欠格事由として暴力団排除規定がないため、暴力団員等の関与を防止することができない。</p> <p>国が示すとおり、現行制度上でも解散請求や認証拒否を行うことができる規定は存在するが、暴力団等が関与した結果生じた反社会的事由に対する対応や脱税等の行為に悪用される恐れのある不活動法人に対する対応は一定程度所轄庁の権限で行うことができる一方で、「単に暴力団等が関与しているという事実」のみをもって、所轄庁の権限で規則の認証を拒否するなど、その関与を未然に防ぐ措置をとることは法令上困難である。</p> <p>【具体的な支障事例】 (1) 宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事案が過去に発生している(別添1、2、3、4)。 (2) 宗教法人設立時、設立後において、暴力団は直接的には関与せず、実効支配している場合など規則の変更認証手続きなどが外形的に適切になされた場合は、仮に調査の結果、暴力団等の関与が分かったとしても、認証拒否等の対応が困難である。</p> <p>別添5に示すとおり、過去に福岡県内の宗教法人に暴力団関係者が関与している疑いがあると県民から情報提供があったが、県警察に照会する権限がなく、認証拒否することができなかった。このため、認証後の現在も宗教活動を行っている限りは、特段の対応ができない状況である。なお、県警察への照会により暴力団関係者の関与が明らかになったとしても、直接的な反社会的行為がなければ、役員欠格事項の規定がない現状では、認証拒否することはできなかったと思われる。</p> <p>その他別添6の事例によると、県警察から代表役員が暴力団との関与が疑われる等の情報提供があったが、直接的な反社会的行為がなく、規則の変更認証手続きなども適切になされていたため、認証拒否の対応ができなかった。</p> <p>なお、当県では、文化庁の「不活動宗教法人対策推進事業」を活用するなどして、不活動法人の解散命令申立や不活動疑い法人の調査を行うなど、不活動法人対策を進めているところ、不活動法人と反社会的団体との関連の疑いがあった場合には、宗教法人法上、不活動を事由に解散命令請求を行うことができるもの、事務所備え付け書類等を毎年所轄庁に提出するなど宗教活動を継続して行っている団体の場合には、公共の福祉に反する行為を行う等しい限り対処することができず、上述のとおり、予防的措置を講ずることができない状況。</p> <p>(3) 法人設立後において規則の変更申請が無い場合についても、所轄庁において行使する権限が無く暴力団等の関与を防ぐ措置をとることが困難である。</p> <p>【類似法人の状況】 なお、宗教法人と同様に公益事業を行うことを目的とする法人のうち、社会福祉法人、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人については、既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。</p> <p>【新たな社会情勢の変化等】 当該事案がマスコミや国会にて取り上げられた (1) 令和5年2月6日の産経新聞・朝刊(2面及び22面)において、「本県など9県が、宗教法人法への暴力団排除規定を設けるよう要望しているが、国が認めていない」旨の記事が掲載される(別添7) (2) 同年2月8日、衆議院予算委員会において、宗教法人の役員が暴力団関係者であることをチェックし、排除することは現行法上可能であるかとの立憲民主党・渡辺創議員の質問に対し、永岡文部科学大臣が答弁を行ったことにより、本提案に対する所管府省の考え方が明らかになった。この答弁を受けて同議員が、「暴力団の関与により、脱税やマネーロンダリング等の犯罪に宗教法人が使われているとの疑いがある」旨を指摘した上で、上記(1)の件を取り上げて、国はきちんと受け止めて検討すべきだ、と発言(別添10)</p>	宗教法人法第6条(公益事業その他の事業)、同法第14条(規則の認証)、同法第22条(役員欠格)、同法28条(規則変更の認証)、同法第81条(解散命令)、同法第87条の2(事務の区分)(別添8)	文部科学省	大阪府、兵庫県、山口県、宮崎県	今回の提案で示されている支障事例に関しては、事実関係が不明確で、判断としないところがあり、憲法上の信教の自由にも照らし、制度改正を求めるだけの合理性のあるものとは言い切れないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
190	福井県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	医療法人の設立の認可等に係る都道府県医療審議会の意見聴取を不要とすること等	<p>医療法において、都道府県知事が医療法人の設立、解散、吸収合併、新設合併、吸収分割および新設分割の認可をし、または認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会に意見を聴くよう義務付けられていることについて、当該義務付けを廃止する。</p> <p>都道府県医療審議会に意見を聴くことについては、各都道府県知事の裁量に委ねることとする措置を求める。</p>	<p>医療法人の設立、解散、吸収合併、新設合併、吸収分割および新設分割(以下「設立等」という。)の認可は、医療法、医療法施行令、医療法施行規則、厚生労働省発出の関連通知などに示されている基準等に基づき客観的な審査を行っている。</p> <p>実際に医療審議会において、設立等の認可について諮問をしても、法令等に基づいて客観的な審査を行ったものについて、意見が出されることはない。</p> <p>医療法人の設立等の場合においては、その認可に当たり病院・診療所の管理者や診療行為の内容に変更がないケースが多く、地域の医療提供体制に影響を与えることはないことから、医療審議会において審議する内容がない。</p> <p>また、医療法人の設立等に当たり、医療審議会において地域の医療提供体制に与える影響を審査するのであれば、医療機関の開設を目的とする一般社団法人なども設立時等に医療審議会への諮問が必要と考えられるが、医療法上はそうならず、医療法人だけがその設立等に当たり医療審議会への諮問が必要とする医療法上の規定はそもそも不合理であり、なぜ医療法人だけが厳しい審査を受けなければならないのかという申請者の主張に回答ができない支障も生じている。</p> <p>これらのことから、設立等の認可について、一律に医療審議会への意見聴取を義務付けるのではなく、医療提供体制確保の観点から都道府県が影響ありと判断した案件については、その裁量により医療審議会に諮問することが適当である。</p>	医療法第45条第2項、第55条第7項、第58条の2第5項、第59条の2、第60条の3第5項および第61条の3	厚生労働省	茨城県、鳥取県、高知県	過去の類似する提案(平成26年提案募集管理番号189)の際に示された厚生労働省見解と照らした際に、審議会への意見聴取が不要であると明確に判断される項目が示されたとは言えず、また、現行制度上においても医療法施行令第5条の22により、一部の審議事項については部会において持ち回りで意見を聞くことも可能であることから、例えば、支障として示されている一人医師医療法人の法人化等の軽微な変更についても、自治体の裁量で簡素化した手続きで行うことができるものと思料。 <p>従って、制度改正の必要性や具体的な支障が明確に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。</p>

(4) 提案募集の対象外である提案 (3件)

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省	対象とならない理由
2	関西広域連合	広域行政ブロック単位の広域連合は都道府県域を超える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化	広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことから、広域連合の中でも「広域行政ブロック単位の広域連合」(各ブロック知事会構成都道府県に準ずる都道府県及び域内指定都市が加入する広域連合をいう。以下同じ。)は、国が本来果たすべき役割を除き、都道府県域を超える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化を求める。	総務省	本提案は、広域行政ブロック単位の広域連合は都道府県域を超える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化を求める提案であり、地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当しないため、対象外として整理する。
4	関西広域連合	広域連合制度において国の事務・権限の移譲の実現を図る「地方分権特区(仮称)」及び「実証実験要請権」の導入	広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことから、国の事務・権限の移譲の実現を図る具体的手法として、実証実験的に権限移譲を行い、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は権限移譲を行う「地方分権特区(仮称)」の導入を求める。 あわせて、実証実験の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、実証実験の実施に同意するものとする「実証実験要請権」の導入を求める。	総務省	本提案は、①国の事務・権限の移譲を実証実験的に導入できる「地方分権特区」の新設、②実証実験の要請を受けた国は支障を立証できない場合は、実施に同意することとする「実証実験要請権」の新設を求めるものであり、地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当しないため、対象外として整理する。
226	兵庫県	訪問看護・訪問介護の安全確保のための報酬加算要件の緩和	同意が得られない場合であっても、市町がその必要性を認めるときには報酬の加算が可能となるよう、利用者等の同意に係る加算要件を緩和すること。	厚生労働省	2名の訪問介護員によるサービス提供を行うことについて、利用者又はその家族等の同意が得られない場合があるといった課題を踏まえ、「介護事業所におけるハラスメント対策推進事業」として地域医療介護総合確保基金を活用し、複数人での訪問を実施する場合に訪問介護員に同行する者への謝金について助成を行うことが可能となっており、現行制度で対応が可能であるため、対象外として整理する。